

第2回 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会
第1分科会 次第

日時：平成24年10月4日（木）

午後3時30分から

場所：議会棟 第2委員会室

- 1 開会
- 2 分科会長あいさつ
- 3 分野別計画について
- 4 その他
- 5 閉会

配布資料一覧

- 資料 1 分野別計画について
- 資料 1－1 前期基本計画と後期基本計画（案）における体系比較表
【基本施策編】
- 資料 1－2 前期基本計画と後期基本計画（案）における体系比較表
【施策編】
- 資料 2 分野別計画（素案）
- 参考資料 宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会 委員名簿

附：...

大正十一年
(昭和四年)

...

大正十一年
(昭和四年)

...

...

...

...

分野別計画について

1 分野別計画改定の基本的な考え方

分野別計画については、現行の施策の体系を基本に、時代潮流の変化や行政評価結果、評価市民懇談会の意見などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

2 施策体系

(1) 基本施策 (25基本施策) … 資料1-1

【追加した基本施策：1】

- ・東日本大震災以降、市民の防災意識の高まりにより、地域の防災対応力の強化が求められていることから、「日常生活の安心感を高める」から「危機への備え・対応力を高める」を独立させ追加する。

【削除した基本施策：1】

- ・著しい情報化社会の進展により、都市基盤としての情報通信環境の整備が進んでいることから、「高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する」については削除し、基本施策「行政経営基盤を強化する」の下位の「施策（地域情報化の推進）」として位置付ける。

(2) 施策 (84施策) … 資料1-2

- ・前期基本計画から変更のない施策 60
- ・再編、名称変更などを行った施策 24

3 分野別計画 … 資料2別冊「分野別計画（素案）」のとおり

100

100

100

100

100

100

《 第5次総合計画 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱	基本施策		基本施策
〔市Ⅰ〕 市民のし 安を 全を 支 え る た め に 健 康 な 笑 顔 あ ふ れ る	1 保健・医療サービスの質を高める		1 保健・医療サービスの質を高める
	2 高齢期の生活を充実する		2 高齢期の生活を充実する
	3 障がいのある人の生活を充実する		3 障がいのある人の生活を充実する
	4 愛情豊かに子どもたちを育む		4 愛情豊かに子どもたちを育む
	5 都市の福祉力を高める		5 都市の福祉力を高める
	6 日常生活の安心感を高める	再編	6 日常生活の安心感を高める
			7 危機への備え・対応力を高める
〔市Ⅱ〕 市民のこ ころを 育む 意欲 と豊 かな	1 生涯にわたる学習活動を促進する		8 生涯にわたる学習活動を促進する
	2 信頼される学校教育を推進する		9 信頼される学校教育を推進する
	3 個性的な市民文化・都市文化を創造する		10 個性的な市民文化・都市文化を創造する
	4 生涯にわたるスポーツ活動を促進する		11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する
	5 健全な青少年を育成する		12 健全な青少年を育成する
〔市Ⅲ〕 市民の支 えるた め に 快 適 な 暮 ら し を	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する		13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する
	2 良好な水と緑の環境を創出する		14 良好な水と緑の環境を創出する
	3 上下水道サービスの質を高める		15 上下水道サービスの質を高める
	4 快適な住環境を創出する		16 快適な住環境を創出する
〔市Ⅳ〕 市民の支 える社 会を 豊 か な 活 気 と 活 力 を あ	1 地域産業の創造性・発展性を高める		17 地域産業の創造性・発展性を高める
	2 商工業の活力を高める		18 商工業の活力を高める
	3 農林業の付加価値を高める		19 農林業の付加価値を高める
	4 魅力ある観光と交流を創出する		20 魅力ある観光と交流を創出する
〔都Ⅴ〕 都市の 生活 の質 を 高 め る た め に 機 能 的 な 都 市 空 間 を 形 成 す る	1 機能的で魅力のある都市空間を形成する		21 機能的で魅力のある都市空間を形成する
	2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する		22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する
	3 高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する		
〔持Ⅵ〕 持続 的な 都 市 の 発 展 が 自 ら 可 能 な	1 市民が主役のまちづくりを推進する	編入	23 市民が主役のまちづくりを推進する
	2 行政経営基盤を強化する		24 行政経営基盤を強化する
	3 市民の相互理解と共生のこころを育む		25 市民の相互理解と共生のこころを育む

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

資料1-2

＜ 前期基本計画 ＞

＜ 後期基本計画(案) ＞

政策の柱Ⅰ 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	基本施策	施策		施策
	1 保健・医療サービスの質を高める	1 健康づくりの推進		1 健康づくりの推進
		2 地域医療体制の充実		2 地域医療体制の充実
		3 国民健康保険の医療費適正化の推進		3 医療保険制度の適切な運営
	2 高齢期の生活を充実する	1 高齢者の自立促進	再編	1 高齢者の社会参画の促進
		2 高齢者の生きがいづくりの充実		2 高齢者の生活支援の推進
		3 介護保険事業の充実		
	3 障がいのある人の生活を充実する	1 障がい者の社会的自立の促進		1 障がい者の社会的自立の促進
		2 障がい者の生活支援の充実		2 障がい者の地域生活支援の充実
	4 愛情豊かに子どもたちを育む	1 児童健全育成環境の充実		1 児童健全育成環境の充実
		2 子育て支援の充実		2 子育て支援の充実
		3 ひとり親家庭等への支援充実		3 ひとり親家庭等への支援充実
		4 子どもへの虐待防止対策の強化		4 子どもへの虐待防止対策の強化
	5 都市の福祉力を高める	1 市民の福祉活動への参画促進	再編	1 市民の福祉活動への参画促進
		3 ユニバーサルデザインの推進		2 ユニバーサルデザインの推進
		2 保健・福祉サービスの総合化の推進		3 社会を支える福祉支援の充実
		5 保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実		
	6 日常生活の安心感を高める	4 社会福祉施設の充実	再編	
		1 防犯対策の充実		1 防犯対策の充実
		2 交通安全対策の充実		2 交通安全対策の充実
		5 消費生活の向上		3 消費生活の向上
		6 食品の安全性の向上		4 食品安全性の向上
		8 生活衛生環境の向上		5 生活衛生環境の向上
		4 危機管理体制・危機対応能力の充実		1 危機管理対策の強化
		7 健康危機管理対策の強化		2 防災対策の強化
		3 消防力・救急救助体制の充実		3 消防力・救急救助体制の充実

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	基本施策	施策	再編	施策
	8 生涯にわたる学習活動を促進する	1 社会をつくる人づくりの推進	→	1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成
		3 生涯学習活動への支援充実		2 学校・家庭教育支援の充実
		2 家庭・地域の教育力の向上		3 学んだ成果を活かす仕組みの構築
	9 信頼される学校教育を推進する	1 学力向上の推進		1 学力向上の推進
		2 豊かな人間性と健やかなからだの育成		2 豊かな人間性と健やかなからだの育成
		3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進		3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進
		4 教育環境の充実		4 教育環境の充実
		5 特別支援教育の充実		5 特別支援教育の充実
		6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成		6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成
		7 幼児教育の充実		7 幼児教育の充実
		8 高校、高等教育の充実		8 高校・高等教育の充実
	10 個性的な市民文化・都市文化を創造する	1 文化活動環境の充実		1 文化活動環境の充実
		2 文化的資源の掘り起こし、保存、継承		2 文化資源の保存、継承、活用
	11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する	1 スポーツ活動環境の充実		1 スポーツ活動環境の充実
		2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化		2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化
	12 健全な青少年を育成する	1 青少年の社会的自立の促進		1 青少年の社会的自立の促進
		2 非行・問題行動の未然防止		2 非行・問題行動の未然防止

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	基本施策	施策		施策
	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	1 環境保全行動の推進		1 環境保全行動の推進
		2 地球温暖化対策の推進		2 地球温暖化対策の推進
		3 ごみの発生抑制, 減量化, 資源化の推進(3Rの推進)		3 ごみの発生抑制, 減量化, 資源化の推進(3Rの推進)
		4 廃棄物の適正処理の推進		4 廃棄物の適正処理の推進
		5 良好な生活環境の確保		5 良好な生活環境の確保
	14 良好な水と緑の環境を創出する	1 快適な河川環境の創出		1 安全で快適な河川環境の整備
		2 自然環境保全の推進		2 生物多様性の保全
		3 緑の保全・育成		3 緑の保全・育成
	15 上下水道サービスの質を高める	1 水道水の安心給水の推進	再編 →	1 安全で安心な水道水の供給
		2 下水の適正処理の推進		2 下水の適正処理の推進
		3 上下水道施設・資源による環境保全の推進		
		4 顧客重視経営の推進		3 顧客重視経営の推進
	16 快適な住環境を創出する	1 快適な住宅の供給と取得支援の充実		1 多様な住まいづくりの推進
		2 住宅の安全性・環境性の向上		2 住宅の安全性・環境性の向上
		3 居住環境の向上	再編 → 政策の柱Ⅴへ	

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	基本施策	施策		施策
	17 地域産業の創造性・発展性を高める	1 地域特性を生かした産業集積の促進		1 地域特性を生かした産業集積の促進
		2 新規開業・新事業創出の促進		2 新規開業・新事業創出の促進
		3 就業・雇用環境の充実		3 就労・雇用対策の充実
		4 地産地消の推進		
	18 商工業の活力を高める	1 商店街の魅力向上	編入	1 魅力ある商業の振興
		2 中小企業の経営・技術革新の促進		2 中小企業の経営・技術革新の促進
		3 安定した経営基盤の確立		3 安定した経営基盤の確立
		4 市場機能の充実		4 流通機能の充実
	19 農林業の付加価値を高める	1 安定した水田農業基盤の確立	再編	1 農林業を支える担い手の育成・確保
		2 農産物の産地力の向上		2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立
		3 農村地域の活性化	移行	3 良質な農林産物の生産・普及の促進
		4 環境と調和した農林業の推進		4 環境と調和した農林業の推進
	20 魅力ある観光と交流を創出する	1 おもてなしの向上		1 おもてなしある受入体制の充実
		2 観光資源の活用促進		2 観光資源の活用促進
				3 都市と農村の交流促進

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅴ 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	基本施策	施策		施策
	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	1 地域特性に応じた土地利用の推進	再編 →	1 地域特性に応じた土地利用の推進
		2 都市機能の適正配置と機能間連携の推進		
		3 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
		4 緑と憩いの拠点づくりの推進		3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成
		5 都市景観の保全・創出		4 都市景観の保全・創出
	22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	1 公共交通ネットワークの充実		1 公共交通ネットワークの充実
		2 道路ネットワークの充実		2 道路ネットワークの充実
		3 ひとや環境にやさしい交通環境の創出		3 自転車のまち宇都宮の推進
	高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する	1 市民生活の情報化の推進	政策の柱Ⅵへ移行	
2 地域産業の情報化の推進				

政策の柱Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	基本施策	施策		施策
	23 市民が主役のまちづくりを推進する	1 協働によるまちづくりの推進		1 協働によるまちづくりの推進
		2 地域主体のまちづくりの促進		2 地域主体のまちづくりの促進
		3 市民の市政への参画促進		3 市民の市政への参画促進
	24 行政経営基盤を強化する	1 効果的で効率的な行政経営システムの確立		1 効果的で効率的な行政経営システムの確立
		2 地区行政の推進		2 地区行政の推進
		3 行政の組織力の向上		3 行政の組織力の向上
		4 財政基盤の強化		4 財政基盤の強化
	25 市民の相互理解と共生のこころを育む			5 地域情報化の推進
		1 かけがえのない個人の尊重		1 かけがえのない個人の尊重
		2 男女共同参画の推進		2 男女共同参画の推進
		3 多文化共生の地域づくり		3 多文化共生の推進

計 91

計 84

《 第5次総合計画 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱	基本施策		基本施策
【市民の暮らしを支えるために健康な笑顔あふれる】 【I】	1 保健・医療サービスの質を高める		1 保健・医療サービスの質を高める
	2 高齢期の生活を充実する		2 高齢期の生活を充実する
	3 障がいのある人の生活を充実する		3 障がいのある人の生活を充実する
	4 愛情豊かに子どもたちを育む		4 愛情豊かに子どもたちを育む
	5 都市の福祉力を高める		5 都市の福祉力を高める
	6 日常生活の安心感を高める	再編	6 日常生活の安心感を高める
			7 危機への備え・対応力を高める
【市民の学ぶ意欲と豊かな】 【II】	1 生涯にわたる学習活動を促進する		8 生涯にわたる学習活動を促進する
	2 信頼される学校教育を推進する		9 信頼される学校教育を推進する
	3 個性的な市民文化・都市文化を創造する		10 個性的な市民文化・都市文化を創造する
	4 生涯にわたるスポーツ活動を促進する		11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する
	5 健全な青少年を育成する		12 健全な青少年を育成する
【市民の快適な暮らしを支えるために】 【III】	1 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する		13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する
	2 良好な水と緑の環境を創出する		14 良好な水と緑の環境を創出する
	3 上下水道サービスの質を高める		15 上下水道サービスの質を高める
	4 快適な住環境を創出する		16 快適な住環境を創出する
【市民の豊かな暮らしを支えるために】 【IV】	1 地域産業の創造性・発展性を高める		17 地域産業の創造性・発展性を高める
	2 商工業の活力を高める		18 商工業の活力を高める
	3 農林業の付加価値を高める		19 農林業の付加価値を高める
	4 魅力ある観光と交流を創出する		20 魅力ある観光と交流を創出する
【都市の活動の基盤を高めるために】 【V】	1 機能的で魅力のある都市空間を形成する		21 機能的で魅力のある都市空間を形成する
	2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する		22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する
	3 高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する		
【持続可能な都市の発展を目指す】 【VI】	1 市民が主役のまちづくりを推進する	編入	23 市民が主役のまちづくりを推進する
	2 行政経営基盤を強化する		24 行政経営基盤を強化する
	3 市民の相互理解と共生のころを育む		25 市民の相互理解と共生のころを育む

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

資料1-2

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅰ 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	基本施策	施策		施策
	1 保健・医療サービスの質を高める	1 健康づくりの推進		1 健康づくりの推進
		2 地域医療体制の充実		2 地域医療体制の充実
		3 国民健康保険の医療費適正化の推進		3 医療保険制度の適切な運営
	2 高齢期の生活を充実する	1 高齢者の自立促進	再編	1 高齢者の社会参画の促進
		2 高齢者の生きがいづくりの充実		2 高齢者の生活支援の推進
		3 介護保険事業の充実		
	3 障がいのある人の生活を充実する	1 障がい者の社会的自立の促進		1 障がい者の社会的自立の促進
		2 障がい者の生活支援の充実		2 障がい者の地域生活支援の充実
	4 愛情豊かに子どもたちを育む	1 児童健全育成環境の充実		1 児童健全育成環境の充実
		2 子育て支援の充実		2 子育て支援の充実
		3 ひとり親家庭等への支援充実		3 ひとり親家庭等への支援充実
		4 子どもへの虐待防止対策の強化		4 子どもへの虐待防止対策の強化
	5 都市の福祉力を高める	1 市民の福祉活動への参画促進	再編	1 市民の福祉活動への参画促進
		3 ユニバーサルデザインの推進		2 ユニバーサルデザインの推進
		2 保健・福祉サービスの総合化の推進		3 社会を支える福祉支援の充実
		5 保健・福祉サービス基盤と支援機能の充実		
		4 社会福祉施設の充実		
	6 日常生活の安心感を高める	1 防犯対策の充実	6 日常生活の安心感を高める	1 防犯対策の充実
		2 交通安全対策の充実		2 交通安全対策の充実
		5 消費生活の向上		3 消費生活の向上
		6 食品の安全性の向上		4 食品安全性の向上
		8 生活衛生環境の向上		5 生活衛生環境の向上
		4 危機管理体制・危機対応能力の充実	再編	1 危機管理対策の強化
		7 健康危機管理対策の強化		2 防災対策の強化
		3 消防力・救急救助体制の充実		3 消防力・救急救助体制の充実

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	基本施策	施策	再編	施策
	8 生涯にわたる学習活動を促進する	1 社会をつくる人づくりの推進	→	1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成
		3 生涯学習活動への支援充実		2 学校・家庭教育支援の充実
		2 家庭・地域の教育力の向上		3 学んだ成果を活かす仕組みの構築
	9 信頼される学校教育を推進する	1 学力向上の推進		1 学力向上の推進
		2 豊かな人間性と健やかなからだの育成		2 豊かな人間性と健やかなからだの育成
		3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進		3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進
		4 教育環境の充実		4 教育環境の充実
		5 特別支援教育の充実		5 特別支援教育の充実
		6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成		6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成
		7 幼児教育の充実		7 幼児教育の充実
		8 高校、高等教育の充実		8 高校・高等教育の充実
	10 個性的な市民文化・都市文化を創造する	1 文化活動環境の充実		1 文化活動環境の充実
		2 文化的資源の掘り起こし、保存、継承		2 文化資源の保存、継承、活用
	11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する	1 スポーツ活動環境の充実		1 スポーツ活動環境の充実
		2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化		2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化
	12 健全な青少年を育成する	1 青少年の社会的自立の促進		1 青少年の社会的自立の促進
		2 非行・問題行動の未然防止		2 非行・問題行動の未然防止

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	基本施策	施策		施策
	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	1 環境保全行動の推進		1 環境保全行動の推進
		2 地球温暖化対策の推進		2 地球温暖化対策の推進
		3 ごみの発生抑制, 減量化, 資源化の推進(3Rの推進)		3 ごみの発生抑制, 減量化, 資源化の推進(3Rの推進)
		4 廃棄物の適正処理の推進		4 廃棄物の適正処理の推進
		5 良好な生活環境の確保		5 良好な生活環境の確保
	14 良好な水と緑の環境を創出する	1 快適な河川環境の創出		1 安全で快適な河川環境の整備
		2 自然環境保全の推進		2 生物多様性の保全
		3 緑の保全・育成		3 緑の保全・育成
	15 上下水道サービスの質を高める	1 水道水の安心給水の推進	再編 →	1 安全で安心な水道水の供給
		2 下水の適正処理の推進		2 下水の適正処理の推進
		3 上下水道施設・資源による環境保全の推進		
	16 快適な住環境を創出する	4 顧客重視経営の推進		3 顧客重視経営の推進
		1 快適な住宅の供給と取得支援の充実		1 多様な住まいづくりの推進
		2 住宅の安全性・環境性の向上		2 住宅の安全性・環境性の向上
		3 居住環境の向上	再編 → 政策の柱Ⅴへ	

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱Ⅳ 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	基本施策	施策		施策
	17 地域産業の創造性・発展性を高める	1 地域特性を生かした産業集積の促進		1 地域特性を生かした産業集積の促進
		2 新規開業・新事業創出の促進		2 新規開業・新事業創出の促進
		3 就業・雇用環境の充実		3 就労・雇用対策の充実
		4 地産地消の推進		
	18 商工業の活力を高める	1 商店街の魅力向上	編入	1 魅力ある商業の振興
		2 中小企業の経営・技術革新の促進		2 中小企業の経営・技術革新の促進
		3 安定した経営基盤の確立		3 安定した経営基盤の確立
		4 市場機能の充実		4 流通機能の充実
	19 農林業の付加価値を高める	1 安定した水田農業基盤の確立	再編	1 農林業を支える担い手の育成・確保
		2 農産物の産地力の向上		2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立
		3 農村地域の活性化		3 良質な農林産物の生産・普及の促進
		4 環境と調和した農林業の推進		
	20 魅力ある観光と交流を創出する	1 おもてなしの向上	移行	1 おもてなしある受入体制の充実
		2 観光資源の活用促進		2 観光資源の活用促進
				3 都市と農村の交流促進

『前期基本計画と後期計画(案)における体系比較表【施策編】』

《 前期基本計画 》

《 後期基本計画(案) 》

政策の柱V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	基本施策	施策	再編	施策
	21 機能的で魅力のある都市空間を形成する	1 地域特性に応じた土地利用の推進		1 地域特性に応じた土地利用の推進
		2 都市機能の適正配置と機能関連の推進		2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
		3 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		
		4 緑と憩いの拠点づくりの推進		
		5 都市景観の保全・創出		4 都市景観の保全・創出
	22 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	1 公共交通ネットワークの充実	政策の柱VIへ移行	1 公共交通ネットワークの充実
		2 道路ネットワークの充実		2 道路ネットワークの充実
		3 ひとや環境にやさしい交通環境の創出		3 自転車のまち宇都宮の推進
	高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する	1 市民生活の情報化の推進 2 地域産業の情報化の推進		

政策の柱VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	基本施策	施策		施策
	23 市民が主役のまちづくりを推進する	1 協働によるまちづくりの推進		1 協働によるまちづくりの推進
		2 地域主体のまちづくりの促進		2 地域主体のまちづくりの促進
		3 市民の市政への参画促進		3 市民の市政への参画促進
	24 行政経営基盤を強化する	1 効果的で効率的な行政経営システムの確立		1 効果的で効率的な行政経営システムの確立
		2 地区行政の推進		2 地区行政の推進
		3 行政の組織力の向上		3 行政の組織力の向上
		4 財政基盤の強化		4 財政基盤の強化
	25 市民の相互理解と共生のこころを育む	1 かけがえのない個人の尊重		1 かけがえのない個人の尊重
		2 男女共同参画の推進		2 男女共同参画の推進
		3 多文化共生の地域づくり		3 多文化共生の推進

計 91

計 84

分 野 別 計 画 (素案)

- I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために
(健康・福祉・安心分野)
- II 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために
(教育・学習・文化分野)
- III 市民の快適な暮らしを支えるために
(生活環境分野)
- IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために
(産業・経済分野)
- V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために
(都市基盤分野)
- VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために
(都市経営・自治分野)

※ 見直し又は追加した部分には下線を付した

I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

(健康・福祉・安心分野)

- 基本施策 1 保健・医療サービスの質を高める
- 基本施策 2 高齢期の生活を充実する
- 基本施策 3 障がいのある人の生活を充実する
- 基本施策 4 愛情豊かに子どもたちを育む
- 基本施策 5 都市の福祉力を高める
- 基本施策 6 日常生活の安心感を高める
- 基本施策 7 危機への備え・対応力を高める

基本施策

1

保健・医療サービスの質を高める

現状・課題

- ライフスタイルの変化に伴う疾病構造の変化等により生活習慣病や慢性疾患が年々増加しています。また、超高齢社会を迎える中、医療と介護の更なる連携が必要となっています。こうした中、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、さらには「生活の質の向上」を図り、すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、市民の健康づくりを一層積極的に推進するとともに、住み慣れた地域でより質の高い保健・医療サービスを提供することが重要になっています。

基本施策

目標

- 市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。

取組の方向

(施策)

- - 1 健康づくりの推進
 - 2 地域医療体制の充実
 - 3 医療保険制度の適正な運営

1 健康づくりの推進

■施策目標

地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。

■施策指標

健康寿命（自立して健康に生活できる期間）

現状値（H22 現在）

男性 76.7歳

女性 80.1歳

(1) 地域における健康づくりの推進

- ・食育の実践の推進
- ・地域の健康づくり活動組織の強化
- ・運動事業の充実・強化

(2) 疾病予防対策の促進

- ・生活習慣病（がん・糖尿病等）の発症予防・重症化予防の推進

(3) 保健医療サービスの推進

- ・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進
- ・感染症対策の推進
- ・難病対策の推進

2 地域医療体制の充実

■施策目標

地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応しています。

■施策指標

夜間・休日における市内二次救急医療機関の救急搬送患者の受入率

現状値 87.0%（H23 実績）

(1) 救急医療体制の整備

- ・初期救急体制の確保
- ・二次救急体制の確保

(2) 良質かつ適切な医療体制の確保

- ・医事薬事指導
- ・医療従事者養成に対する支援
- ・在宅医療を含む地域療養支援体制の推進
- ・医療機関の適正利用の推進

3 医療保険制度の適正な運営**■施策目標**

被保険者が必要な医療サービスを適切に受けています。

■施策指標

国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の増加率

現状値 2.44% (H23 実績)

(1) 国民健康保険事業の適正な運営

- ・ 特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・ 人間ドック・脳ドック受診の推進
- ・ ジェネリック医薬品の普及促進
- ・ 適正受診の推進
- ・ 国民健康保険税の収納対策の推進

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・ 健康診査の推進
- ・ 人間ドック・脳ドック受診の推進
- ・ 後期高齢者医療保険料の収納対策の推進

基本施策

2

高齢期の生活を充実する

現状・課題

- 高齢社会の進行に伴い、一人暮らし世帯等や認知症などの介護を必要とする高齢者の増加が見込まれ、地域におけるケア体制の充実が求められています。
また、豊富な経験、知識、技術をもったシニア世代をはじめとする元気な高齢者が、まちづくりの担い手として活躍することが期待されています。そのため、高齢者がいつまでも、介護を必要とせずに、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防の充実を図ることが重要になっています。

基本施策 目標

- 高齢者が、自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域の中で、健康で生きがいをもち、また、介護が必要になっても尊厳を保持しながら、安心して自立した生活を送っています。

取組の方向 (施策)

- 1 高齢者の社会参画の促進
2 高齢者の生活支援の推進

1 高齢者の社会参画の促進

■施策目標

高齢者一人ひとりが、地域の中で自らの知識や経験を生かしながら、元気に生き生きと暮らしています。

■施策指標

高齢者がボランティア活動へ参加している割合

現状値 10.0% (H22 実績)

- (1) 高齢者の社会参画の仕組みづくり
 - ・ 社会参加活動の環境整備
 - ・ 高齢者の外出支援
 - ・ 高齢者の就業支援
- (2) 高齢者の生きがいがづくりの促進
 - ・ 交流の場や交流機会の提供
 - ・ 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供

2 高齢者の生活支援の推進

■施策目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っています。

■施策指標

要介護認定を受けていない高齢者の割合

現状値 85.1% (H23 実績)

- (1) 高齢者の健康づくりの充実
 - ・ 介護予防教室の充実
 - ・ 自主的な介護予防活動の支援
- (2) 高齢者の相談支援の充実
 - ・ 身近な地域での相談支援機能の充実
 - ・ 高齢者の権利擁護の支援
 - ・ 在宅高齢者への虐待防止対策の強化
 - ・ ニーズに応じた福祉サービスの提供
- (3) 認知症高齢者等対策の充実
 - ・ 認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進
 - ・ 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実
- (4) 介護保険事業の充実
 - ・ 状態に応じた介護サービスの提供と質の向上
 - ・ 介護サービス提供基盤の整備促進
 - ・ 介護を担う人材の育成・支援

基本施策

3

障がいのある人の生活を充実する

現状・課題

- 高齢化の進行や各種の疾病・事故の増加などに伴い、障がい者が年々増加していることに加え、発達障がいや難病など、障がいの範囲が広がる中、障がいの特性に応じた多様なサービスが必要となっています。

また、ノーマライゼーション（等しく生きる社会）の理念は浸透しつつあり、障がいのある人もない人も、誰もがその能力や適性に応じて、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

こうした中、障がいのある人が安心して日常生活を過ごせるよう、きめ細かなサービスを提供することや、社会的に自立できるよう、就労環境の充実や社会参加の促進を図ることが重要になっています。

基本施策

目標

- 障がいのある人が、地域の中で、人格と個性を尊重され、自立し、安心して充実した生活を送っています。

取組の方向

（施策）

-
- 1 障がい者の社会的自立の促進
 - 2 障がい者の地域生活支援の充実

1 障がい者の社会的自立の促進

■施策目標

障がい者が社会的に自立し、生き生きと生活しています。

■施策指標

福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数

現状値 29人 (H23実績)

(1) 障がい者の就労支援の充実

- ・ 障がい者の一般就労への支援の充実
- ・ 障がい者の福祉的就労への支援の充実

(2) 障がい者の社会参加の促進

- ・ 障がい者のコミュニケーション支援
- ・ 障がい者の移動支援の充実
- ・ 障がい者の社会参加・交流事業の促進
- ・ 障がいや障がい者への理解促進

(3) 障がい者の相談支援の充実

- ・ 就労や社会参加の相談支援の充実

2 障がい者の地域生活支援の充実

■施策目標

障がい者が地域において、安心して生活を送っています。

■施策指標

施設入所者の地域生活への移行者数

現状値 78人 (H23.9現在)

(1) 障がい者の相談支援の充実

- ・ 地域生活相談体制の充実
- ・ 障がい者の権利擁護の支援
- ・ 障がい者への虐待防止対策の強化

(2) 障がい者の地域生活への移行支援

- ・ グループホーム等の設置促進
- ・ 障がい者の地域移行・地域定着支援

(3) 障がい者の日常生活支援の充実

- ・ 居宅・通所サービス提供の充実
- ・ 地域生活支援事業の充実

(4) 障がい児の療育体制の充実

- ・ 障がい児発達支援ネットワークの推進
- ・ 早期発見・早期支援
- ・ 発達相談の充実
- ・ 身近な地域での支援の充実

基本施策

4

愛情豊かに子どもたちを育む

現状・課題

- 少子化の進行に伴い、将来を担う世代の減少が懸念されています。また、核家族化や地域社会の関係の希薄化などにより、子育て・子育ての環境が厳しさを増しています。こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会を築くため、家庭、地域、事業者、行政等が連携し、一体となって安心して子どもを生み育てることのできる環境を創出することが急務となっています。

基本施策 目標

- 地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育てています。

取組の方向 (施策)

-
- 1 児童健全育成環境の充実
 - 2 子育て支援の充実
 - 3 ひとり親家庭等への支援充実
 - 4 子どもへの虐待防止対策の強化

1 児童健全育成環境の充実

■施策目標

児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、
様々な人との関わりの中で、意欲を持って、健やかに育っています。

■施策指標

地域での活動に取り組んでいる児童の割合

(中学1年生)

現状値 45.2% (H23.12 現在)

(1) 子どもが自主的に活動できる環境づくりの推進

- ・青少年の居場所づくり事業の充実
- ・青少年育成団体の活動支援

(2) 地域における子どもの育ちを支援する環境づくり

- ・ふれあいのある家庭づくり事業の推進
- ・地域づくりへの子どもの参加促進
- ・宮っ子ステーション事業の推進

(3) 体験や交流機会の充実

- ・職業観・勤労観を養う体験活動の推進
- ・中高生と乳幼児のふれあい交流事業の推進
- ・宮っこフェスタ事業の推進
- ・宇都宮ジュニア未来議会の開催

2 子育て支援の充実

■施策目標

すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを
み育てています。

■施策指標

子育てに不安や負担を感じている人の割合

現状値 63.2% (H21.3 現在)

(1) すべての子育て家庭に対する子育て支援の充実

- ・妊娠・出産に対する支援の充実
- ・子どもの健康支援の充実
- ・子育てサロンの機能強化
- ・ファミリーサポートセンター事業の充実
- ・児童の夢や情操を育む事業の推進
(就学前プログラム)

(2) 仕事と子育ての両立支援の充実

- ・保育所、認定こども園の整備促進
- ・ニーズに対応した保育サービスの充実
- ・宮っ子ステーション事業の推進

(3) 個別配慮の必要な児童への支援の充実

- ・保育所等における発達支援児の支援の充実
- ・発達が気になる子の早期支援

3 ひとり親家庭等への支援充実

■施策目標

ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。

■施策指標

ひとり親家庭支援施策による就業件数

現状値 84件 (H23実績)

(1) 就業・自立支援の充実

- ・就業・自立支援センター事業の充実
- ・自立支援給付金事業の充実
- ・企業との連携による就労支援事業の充実
- ・母子寡婦福祉資金貸付事業の充実
- ・緊急時に対応した子育て・生活支援の充実

(2) 情報提供・相談と相互扶助による支援の充実

- ・生活・就業等相談事業の充実
- ・母子寡婦福祉団体の事業推進への支援

4 子どもへの虐待防止対策の強化

■施策目標

虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしています。

■施策指標

児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合

現状値 44.9% (H23実績)

終結とは、長期間の指導支援が必要な虐待対応の中で、養育環境の改善などにより再発の恐れがなくなり、継続的な状況確認や直接指導などを終了すること

(1) 児童虐待発生予防の充実

- ・地域の見守り体制の整備
- ・虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援
- ・児童虐待防止の周知・啓発
- ・養育に関する相談体制の充実

(2) 児童虐待対応体制の充実

- ・要保護児童対策地域協議会の機能充実
- ・家庭児童相談室の充実

都市の福祉力を高める

現状・課題

- 少子・高齢化の急速な進行や核家族世帯の増加，地域での相互扶助の意識の希薄化，雇用形態の多様化などにより，地域の支え合いや，安定的で良質な保健・福祉サービスがこれまで以上に求められています。こうした中，市民の安心な生活を支えるため，身近な地域での総合的なサービスの提供のための基盤の充実や，「どこでも，だれでも，自由に，使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の理念に基づく，生活環境や移動環境の改善に向けたハード・ソフト両面からの取組など，都市の福祉基盤の総合力を高めることが重要になっています。

基本施策
目標

- 充実した保健・福祉サービスにより，住み慣れた地域において自立した生活を送っています。

取組の方向
(施策)

-
- 1 市民の福祉活動への参画促進
 - 2 ユニバーサルデザインの推進
 - 3 社会を支える福祉支援の充実

1 市民の福祉活動への参画促進

■施策目標

市民が地域の福祉活動に積極的に参画しています。

■施策指標

ボランティアセンターのボランティア登録団体数

現状値 173 団体 (H23 実績)

- (1) 福祉活動に関わる人材の育成
 - ・福祉ボランティア活動への支援
 - ・保健と福祉の出前講座の実施
- (2) 福祉活動を普及促進する仕組みづくり
 - ・市民福祉の祭典の実施
 - ・社会福祉施設等における地域交流の促進
- (3) 地域の福祉活動に対する支援の充実
 - ・地域福祉ネットワークの形成支援

2 ユニバーサルデザインの推進

■施策目標

市民の誰もが安心して快適に生活を送るための都市環境や社会環境が整っています。

■施策指標

市有施設のバリアフリー化施設の割合

現状値 65.8% (H24.3 現在)

- (1) こころのユニバーサルデザインの推進
 - ・こころのユニバーサルデザインの普及啓発
- (2) 公共的空間のバリアフリーの推進
 - ・公共的施設のバリアフリーの推進
 - ・交通環境のバリアフリーの推進

3 社会を支える福祉支援の充実

■施策目標

市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供されていて、自立性の高い生活を送っています。

■施策指標

保健・福祉に関する相談取扱件数

現状値 47,828件 (H23実績)

(1) 福祉サービスの相談及び情報提供の充実

- ・保健と福祉に関する相談体制の充実
- ・保健と福祉の情報提供の充実

(2) 社会福祉施設サービスの質的向上

- ・指導監査の実施

(3) 生活保護の適正実施

- ・生活保護給付の適正化
- ・就労・自立支援の強化

1. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
2. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
3. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
4. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
5. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。

6. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
7. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
8. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
9. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。
10. 凡在本行存款，其利息均按本行规定之利率计算。

基本施策

6

日常生活の安心感を高める

現状・課題

- 住宅地・公園など身近な場所での犯罪やルール違反、マナーの低下などに起因する交通事故は、年々減少しているものの依然として後を絶たず、市民の安全・安心な日常生活を脅かす状況となっています。また、複雑化する消費者トラブルへの対応や、「食」の安全を確保するための監視・指導の徹底などが求められています。こうした中、生き生きと暮らせる安全で安心な地域社会を築いていくため、地域ぐるみの活動を促進するとともに、市民・事業者・行政の連携を強め、日常生活の安心感を高めることが重要となっています。

基本施策 目標

- 地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。

取組の方向 (施策)

-
- 1 防犯対策の充実
 - 2 交通安全対策の充実
 - 3 消費生活の向上
 - 4 食品安全性の向上
 - 5 生活衛生環境の向上

1 防犯対策の充実

■施策目標

市民が犯罪の起きにくい地域社会で、安心して暮らしています。

■施策指標

市内における人口千人あたりの刑法犯認知件数

現状値 14件（H23実績）

(1) 市民の防犯意識の高揚

- ・犯罪発生情報等の提供
- ・防犯講習会等の実施
- ・犯罪被害者に対する支援
- ・暴力団を排除する取組の推進

(2) 地域の防犯体制の充実

- ・地域における防犯パトロールの充実
- ・地域防犯ネットワークの連携強化

(3) 地域の防犯環境整備の推進

- ・地域ぐるみ環境点検活動の充実
- ・効率的・効果的な防犯灯の設置促進
- ・空き家対策の推進

2 交通安全対策の充実

■施策目標

市民の高い交通安全意識と適切な道路整備により、交通安全が確保されています。

■施策指標

交通事故発生件数

現状値 2,535件（H23実績）

(1) 交通安全意識の向上

- ・交通安全教育の推進
- ・地域と連携した交通安全運動の推進
- ・路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進

(2) 交通安全環境の整備

- ・交通安全施設の整備
- ・自転車走行空間の整備
- ・放置自転車防止対策の推進

3 消費生活の向上

■施策目標

市民が安全で安心な消費生活を送っています。

■施策指標

消費生活講座等の開催数及び受講者数

現状値 64回 2,682人 (H23実績)

(1) 消費者の自立支援

- ・ 消費者教育・啓発の推進
- ・ 情報提供事業の充実
- ・ 消費者団体等の活動促進

(2) 消費者の保護

- ・ 消費生活相談体制の充実・強化
- ・ 表示法等による立入検査の実施

4 食品安全性の向上

■施策目標

市民が、安全な食生活を送っています。

■施策指標

食品関係施設等の監視率

現状値 94.0% (H23実績)

(1) 食品健康危害防止の推進

- ・ 食品による健康被害の未然防止の推進

(2) 食品関係施設等の監視及び検査体制の充実

- ・ 食品・食肉関係営業施設の監視指導の充実
- ・ 食品・食肉検査体制及び機能の充実

(3) 市民に対する衛生教育や情報提供

- ・ 食品衛生教育の実施
- ・ 食品衛生情報の提供

5 生活衛生環境の向上

■施策目標

市民が、快適で衛生的な生活環境の中で生活しています。

■施策指標

生活衛生関係施設等の監視率

現状値

85.0% (H23 実績)

(1) 生活衛生関係施設等の監視指導体制の充実

- ・生活衛生関係施設等の監視指導の充実
- ・生活衛生関係施設等の衛生水準の向上

(2) 霊園の整備

- ・東の杜公園の整備

(3) あいがん愛玩動物の適正管理と衛生害虫等の自主防除の推進

- ・市民の自主管理意識啓発及び活動の推進

基本施策

7

危機への備え・対応力を高める

現状・課題

- 東日本大震災や、日本各地で相次ぐゲリラ豪雨等の大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっています。また、火災や、救命救急など日常的な危機に対する適切な対応が求められると共に、新型インフルエンザなどの感染症等による健康危機や、テロなど、これまで予想もしていなかった危機への備えが必要になっています。こうした中、様々な危機が起こり得るとの認識のもと、地域の危機への備えや対応力を高めるなど、発生した危機に適切に対応できるよう、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

基本施策 目標

- 市民、地域、行政の危機への備え、対応力が高まり、地震や風水害をはじめとする様々な危機が発生した場合に、適切な行動ができるようになっていきます。

取組の方向 (施策)

-
- 1 危機管理体制の充実
 - 2 防災対策の強化
 - 3 消防力・救急救助体制の充実

1 危機管理体制の充実

■施策目標

市民の生命、身体、財産を脅かす危機に対応できる環境が整っています。

■施策指標

・危機管理研修等参加人数

現状値 274人 (H23実績)

(1) 総合的な危機管理体制の充実

- ・危機対応能力の向上
- ・関係機関等との連携強化

(2) 健康危機管理体制の充実

- ・健康危機管理能力の向上
- ・健康危機に関する情報の収集・提供
- ・健康危機に関する関係機関との連携強化

2 防災対策の強化

■施策目標

災害の被害を最小限に抑えるための体制が整い、市民一人ひとりの災害への対応能力が高まっています。

■施策指標

自主防災会を中心とした各地区防災訓練開催数

現状値 37回 (H23実績)

(1) 地域防災体制の強化

- ・ICT等を活用した情報伝達体制の確立
- ・自主防災会を中心とした地域防災力の強化
- ・防災意識の啓発
- ・備蓄体制の充実強化

(2) 都市基盤の防災性の強化

- ・建築物の耐震化促進
- ・土地区画整理事業
- ・急傾斜地崩壊防止事業の推進
- ・橋りょうの耐震化の推進

3 消防力・救急救助体制の充実**■施策目標**

災害による被害を最小限に抑えるとともに、救命効果を高めるための、迅速・的確な消防、救急、救助体制が整っています。

■施策指標

気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数

現状値 29人（H24.3 現在）

(1) 消防本部・消防署の強化

- ・消防署所の整備
- ・消防車両・資機材の整備
- ・通信体制の強化

(2) 消防団の充実

- ・消防団員の確保
- ・消防団施設・車両・資機材の整備

(3) 救急体制の充実

- ・救急救命士の養成
- ・救急車両・資機材等の整備
- ・応急手当の普及啓発事業

Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなところを育むために

（教育・学習・文化分野）

基本施策 8 生涯にわたる学習活動を促進する

基本施策 9 信頼される学校教育を推進する

基本施策 10 個性的な市民文化・都市文化を創造する

基本施策 11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する

基本施策 12 健全な青少年を育成する

生涯にわたる学習活動を促進する

現状・課題

- 少子超高齢・人口減少社会の到来や都市化・核家族化の進行により、家庭や地域の教育力や、防犯、地域福祉など、地域社会やまちづくりにおいて、新たな課題が生じています。また、一方で、団塊世代の大量退職に伴う、まちづくりなどの担い手の増加や、NPOや市民活動団体など公共的活動の主体が多様化してきていることにより、地域における活動の活性化が期待されています。こうした中、市民が持つ豊富な知識や経験をより良い地域社会の創造につないでいくため、市民一人ひとりの学習成果を活かせる環境づくりが重要になっています。

基本施策
目標

- 子どもから大人まで、市民の誰もが自分に合った学習の機会や場を得られるとともに、意欲をもって地域のための活動に取り組んでいます。

取組の方向
(施策)

- 1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成
2 学校・家庭教育支援の充実
3 学んだ成果を活かす仕組みの構築

1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成

■施策目標

一人ひとりが、自分にあった学びの機会や場を得て、生き生きと学んでいます。

■施策指標

全生涯学習センターで開催される講座の延べ参加者数

現状値 23,582人 (H24.3 現在)

(1) 市民の主体的な学習活動の促進

- ・地域教育メッセの充実
- ・各種講座・事業の充実
- ・生涯学習センター事業の充実
- ・図書館機能の充実

(2) 地域で活躍する人材の育成

- ・地域指導者等研修の充実
- ・地域人材養成プログラムの充実
- ・生涯学習コーディネーターの育成・支援
充実

(3) 社会の要請に対応する社会教育の充実

- ・人権・国際理解教育の推進
- ・成人の教育の充実
- ・現代的課題に関する学習の推進

2 学校・家庭教育支援の充実

■施策目標

学校や家庭などが連携し、地域をあげて子どもの育成に関わっています。

■施策指標

放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数

現状値 14,716人 (H24.3 現在)

(1) 学校教育支援の充実

- ・魅力ある学校づくり地域協議会への支援
充実
- ・地域コーディネーターの確保・充実

(2) 家庭教育支援の充実

- ・親学の推進
- ・家庭教育に関する意識啓発事業の充実
- ・家庭教育サポーターの養成

(3) 地域で子どもを育てる環境づくり

- ・官っ子ステーション事業の推進
- ・地域教育力向上啓発事業の充実
- ・子ども体験講座の充実

3 学んだ成果を活かす仕組みの構築

■施策目標

よりよい地域社会をつくるために、学びの成果を活動に活かしています。

■施策指標

人材バンクの登録者数

現状値 320人（H24.3現在）

(1) 多様な活動主体間の連携促進

- ・人材バンクの構築
- ・社会教育関係団体の育成・連携促進
- ・地域、企業等の連携促進

(2) 地域課題の解決を支援する学習の推進

- ・地域かがやきプロジェクト事業（※1）の推進
- ・地域学（※2）の推進
- ・地域課題解決学習プログラムの構築
- ・図書館レファレンスの活用促進

※1 地域教育や地域の困りごとなどについて、地域住民が改めて考える機会や取組のきっかけになるような機会を創出し、地域における学習と活動の循環を促す事業

※2 地域住民が自らの住む地域の特徴を理解し、学校や家庭を含む身近な地域の課題や魅力に気づくための学習を支援する事業

信頼される学校教育を推進する

現状・課題

- 少子高齢化や情報化，国際化などの社会経済環境の急激な変化に伴い，近年，家庭，地域社会など，子どもを取り巻く環境が大きく変化しており，学校教育に対しても，新たな取組が求められています。また，東日本大震災の発生により，人の絆や安全について学ぶことの大切さが指摘されています。こうした中，市民の期待に応えることのできる魅力のある学校づくりを進めるため，児童生徒はもとより，家庭や地域からも信頼される学校教育を推進していくことが重要になっています。

基本施策
目標

- 信頼される学校教育が推進され，児童生徒が，充実した学校生活を送っています。

取組の方向
(施策)

-
- 1 学力向上の推進
 - 2 豊かな人間性と健やかなからだの育成
 - 3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進
 - 4 教育環境の充実
 - 5 特別支援教育の充実
 - 6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成
 - 7 幼児教育の充実
 - 8 高校，高等教育の充実

1 学力向上の推進

■施策目標

児童生徒が、確かな学力とともに、未来を切り拓く力を身につけています。

■施策指標

学習内容定着度調査における正答率

(中学校3年生の国語、数学、英語)

現状値 (H23実績)

国語 80%以上 70.2%, 50%未満 4.3%

数学 80%以上 70.1%, 50%未満 13.1%

英語 80%以上 62.9%, 50%未満 12.7%

(1) 確かな学力を育む学習指導の充実

・学校教育スタンダードの推進

・小中一貫教育の充実

・分かる授業の展開

(授業力向上プロジェクト)

・習熟度別・少人数指導の充実

・外国人児童生徒支援の充実

・学校ICT化(授業力)の推進

(2) 未来への希望を育む教育の充実

・キャリア教育(未来創造プロジェクト)の推進

・社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)の充実

・コミュニケーション能力を高める学習(全話科)の充実

・情報活用能力を高める学習の充実

2 豊かな人間性と健やかなからだの育成

■施策目標

児童生徒が、思いやりやたくましい心と体を持ち、規範意識をもって生活しています。

■施策指標

いじめの解消率

現状値 96.9% (H23実績)

新体力テスト総合評価A段階の割合(中学3年生)

現状値 22.0% (H23実績)

(1) 豊かな心や社会性を高める取組の推進

・いじめゼロ運動の推進

・心を育む教育活動の推進

(心の教育プロジェクト)

・学校図書館・読書活動の充実

・適応支援教室の整備

(2) たくましい心身を育てる指導の充実

・部活動の推進

・体力向上の推進

(うつのみや元気っ子プロジェクト)

・食育の推進

(宮っこ・食べっこ・元気っこプラン)

・防災教育・交通安全教育の推進

・冒険活動教室における活動の充実

3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進

■施策目標

各学校が、家庭や地域、企業と連携・協力しながら、信頼され魅力のある学校づくりを進めています。

■施策指標

「学校は、家庭、地域、企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。」と回答した保護者・地域住民の割合

現状値 87.7% (H23 実績)

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 地域の教育力を生かした教育活動の推進
- ・ 魅力ある学校づくり地域協議会との連携の充実
- ・ 家庭・地域・企業等による学校支援の充実

(2) 活力ある学校経営の推進

- ・ 特色ある学校づくりの推進
- ・ 学校マネジメントシステムの充実
- ・ 地域学校園を活用した学校運営の推進
- ・ 学校ICT化（校務）の推進

4 教育環境の充実

■施策目標

児童生徒が、安全で快適な教育環境の中で学校生活を送っています。

■施策指標

耐震化率（学校校舎・体育館）

現状値 73.2% (H24.3 現在)

(1) 校舎・体育館等整備の推進

- ・ 校舎・体育館耐震化事業
- ・ 体育館改築・武道場新築事業
- ・ 校舎大規模改造事業
- ・ 一条中学校改築事業の推進

(2) 教育環境改善の推進

- ・ 学校ICT化の推進
- ・ 学校リフレッシュ化の推進

5 特別支援教育の充実

■施策目標

児童生徒一人ひとりが、ニーズに応じた適切な教育的支援を受けています。

■施策指標

個別の支援計画を活用して、特別支援教育を実践している学校の割合

現状値 96.8% (H23実績)

(1) 特別支援教育の学習環境づくり

- ・ かがやきルーム（特別支援教室）における指導の充実
- ・ 全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上

(2) 幼児期からの一貫した支援の推進

- ・ 子ども発達センターと連携した相談支援の充実
- ・ 特別支援学校との交流の推進
- ・ 個別支援計画の策定と活用
- ・ 障がい児発達支援ネットワークの推進

6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成

■施策目標

教育への情熱があり、信頼される教職員が育成されています。

■施策指標

教員マイスター制度（受講者）とうつのみや授業の達人（表彰者）の対象人数

現状値 32人 (H23実績)

(1) 教職員研修事業の充実

- ・ キャリア段階に応じた計画的な研修の実施
- ・ リーダー養成研修の充実
- ・ 教員マイスター制度の実施
- ・ 若手教員育成システムの実施
- ・ 夜間・土曜公開講座の実施

(2) 意欲的な教職員の育成

- ・ 特色ある教育活動のための教職員配置
- ・ うつのみや授業の達人表彰制度の実施
- ・ 教職員ひらめき提案制度の実施

7 幼児教育の充実

■施策目標

幼児が、人間形成の基礎となる適切な教育を受けています。

■施策指標

幼稚園地域子育て支援事業実施園数

現状値 38園 (H23実績)

(1) 幼児教育活動の充実

- ・ 幼・保・小による連携の推進
- ・ 宮っ子就学前プログラムの構築
- ・ 子育てランド事業
- ・ 家庭教育に関する意識啓発事業の充実

(2) 幼児教育環境の整備

- ・ 認定こども園の整備促進
- ・ 幼稚園就園奨励事業

8 高校、高等教育の充実

■施策目標

市民が自己実現を図るために必要な、高度で専門的な学習機会や場が充実しています。

■施策指標

市内8大学の公開講座数

現状値 116講座 (H23実績)

(1) 高校・高等教育機関等との連携強化

- ・ 高校・高等教育機関、企業との連携・活用事業
- ・ 企業・高等教育機関等を活用したリカレント教育の充実

(2) 教育資金負担軽減策の充実

- ・ 奨学金制度の充実
- ・ 入学一時金貸付制度の充実

... ..
... ..
... ..
... ..
... ..

... ..
... ..
... ..

... ..
... ..

個性的な市民文化・都市文化を創造する

現状・課題

- 個性豊かな市民文化の創出や自主的な芸術文化活動への欲求が高まりを見せる一方で、ものの豊かさやライフスタイルの変化を一因として、地域の文化遺産・伝統文化に対する関心や、その継承に関する意識が薄れてきています。こうした中、文化が薫り、市民が全国に誇れる活力ある宇都宮を築いていくため、個性的な市民文化・都市文化を創造・継承することが重要になっています。

基本施策
目標

- 本市の誇りである地域の文化が市民の手により育まれ、受け継がれるとともに、市民の文化活動が活発に展開され、本市の顔となる魅力的な文化が創造・発信されています。

取組の方向
(施策)

- 1 文化活動環境の充実
2 文化資源の保存、継承、活用

1 文化活動環境の充実

■施策目標

市民が、主体的に芸術文化活動を展開しています。

■施策指標

市民芸術祭、ジュニア芸術祭の参加者数

現状値 130,187人 (H23実績)

(1) 文化芸術の学習・発表・鑑賞機会の充実

- ・市民芸術祭、ジュニア芸術祭の開催
- ・文化芸術体験支援事業
- ・文化会館の改修

(2) 文化芸術を担う人材・団体育成・支援の推進

- ・宇都宮エスペール文化振興事業
- ・創造的芸術活動支援事業
(アート・クレイドル事業)
- ・文化ボランティアの育成・支援

2 文化資源の保存、継承、活用

■施策目標

市民が文化遺産・伝統文化などの文化資源を活用し、各々の地域に根ざした文化を守り、伝え、育んでいます。

■施策指標

文化財保存団体数

現状値 52団体 (H23実績)

(1) 文化財の保存・継承・活用

- ・ふるさと宇都宮の伝統文化の継承
- ・重要遺跡の整備
- ・文化財の展示・啓発
- ・文化財収蔵研究施設の整備
- ・文化財の活用によるまちづくりの推進

(2) 文化財の保存・継承・活用を担う人材・団体育成・支援の推進

- ・文化財保存活動の支援
- ・宮っ子伝統文化体験教室の実施
- ・文化財ボランティアの育成・支援

(3) 個性ある文化資源の活用

- ・ジャズのまちづくり推進事業
- ・妖精によるまちづくり推進事業
- ・百人一首のまちづくり推進事業

(4) 文化情報の集約・発信

- ・歴史・文化情報の集約・発信
- ・観光・産業振興との連携

生涯にわたるスポーツ活動を促進する

現状・課題

- 少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいがづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割がますます増大しています。こうした中、スポーツの多面的な効用を活かすため、市民の生涯にわたるスポーツ活動を促進することが重要になっています。また、プロスポーツチームなどの活躍により、市民の関心も高まっていることから、スポーツを活用したまちづくりの推進が求められています。

基本施策 目標

- 人材や団体、自然などの地域資源が活かされながら、市民それぞれの目的に応じた自主的・継続的なスポーツ活動が活発化し、暮らしの中にスポーツがより深く浸透しています。

取組の方向 (施策)

- 1 スポーツ活動環境の充実
- 2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化

1 スポーツ活動環境の充実

■施策目標

市民が主体的に自分に合ったスポーツに取り組んでいます。

■施策指標

20歳以上の市民の週1回以上のスポーツ活動実施率

現状値 35.5% (H23実績)

- (1) 地域におけるスポーツ活動の推進
 - ・ 地域スポーツクラブの育成、活動支援
 - ・ ニュースポーツの普及
 - ・ 学校体育施設の活用促進
- (2) スポーツの参加機会の拡大
 - ・ スポーツ大会、スポーツ教室の充実
 - ・ トップレベルのスポーツに触れる機会の創出
 - ・ 野外活動事業の充実
 - ・ スポーツ情報提供の充実
- (3) スポーツ施設や場の充実
 - ・ スポーツ施設等の整備
 - ・ 身近な地域におけるスポーツ活動の場の充実
 - ・ 県総合スポーツゾーン形成の促進

2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化

■施策目標

市民のスポーツ活動が多く、指導者、スポーツ団体により支えられています。

■施策目標

スポーツ指導者研修の受講者数

現状値 925人 (H23実績)

- (1) スポーツ指導者の育成・活用
 - ・ スポーツ指導者の発掘・活用
 - ・ スポーツ指導者の資質向上
 - ・ 指導者登録機能を有するホームページ“U-SPORTS”の有効活用
- (2) スポーツ団体の活動支援
 - ・ スポーツ活動団体の育成・支援
 - ・ 指導者と競技団体等の連携促進
 - ・ プロスポーツチームへの支援

基本施策

12

健全な青少年を育成する

- 現状・課題 > 少子化や核家族化により人間関係や地域社会とのつながりの希薄化が進み、人との交流や社会体験の機会が減少していることから、コミュニケーションや自立に不安を抱えている青少年の増加が社会問題となっているとともに、社会規範意識の未熟さから、非行に走ったり、犯罪にまき込まれるなどの問題が生じています。こうした中、将来への夢や希望を育みながら、社会の一員として健全な社会生活を営むとともに、積極的に社会参加・貢献する青少年を育成していくことが重要となっています。
- 基本施策 > 青少年が、様々な人とのかかわりの中で、成長段階に応じた社会性を身につけ、心身ともに健康に成長し、社会の一員として充実した生活を送っています。
- 目標
- 取組の方向 > 1 青少年の社会的自立の促進
(施策) 2 非行・問題行動の未然防止

1 青少年の社会的自立の促進

■施策目標

青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、主体的に活動しています。

■施策指標

地域などでの社会的な活動に取り組んでいる青年（20歳代）の割合

現状値 38% （H23.10 現在）

(1) 青少年の社会参加の促進

- ・ 青少年の自主的活動の創出促進
- ・ 社会体験活動の促進
- ・ 中高生のリーダースクラブ活動の促進
- ・ 宇都宮ジュニア未来議会の開催

(2) 健全育成活動の推進

- ・ 青少年の居場所づくり事業の充実
- ・ 青少年活動センター事業の充実
- ・ 青少年育成団体の活動支援

(3) 自立支援対策の推進

- ・ 青少年の相談機能の充実
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ ニート・引きこもり対策の充実

2 非行・問題行動の未然防止

■施策目標

青少年が非行や問題行動等を起こすことなく、健全に生活しています。

■施策指標

初発型非行検挙補導人数（20歳未満）

現状値 270人 （H23 実績）

(1) 非行・問題行動未然防止の環境づくり

- ・ 市民総ぐるみ環境点検活動や環境浄化活動の推進
- ・ 巡回指導や青少年相談活動の充実
- ・ 非行防止のための市民の意識醸成

(2) 青少年の規範意識の醸成

- ・ 問題行動対策やモラル教育の推進
- ・ 薬物乱用防止に向けた取組運動の推進

「初発型非行検挙補導人数」・・・ 万引き、自転車盗など「犯罪の入り口」といわれる罪を犯し、検挙補導された20歳未満の人数

Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために

(生活環境分野)

- 基本施策 13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する
- 基本施策 14 良好な水と緑の環境を創出する
- 基本施策 15 上下水道サービスの質を高める
- 基本施策 16 快適な住環境を創出する

基本施策

13

脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

現状・課題

- 地球温暖化の進行や気候変動など、地球規模で環境問題が深刻化しています。また、身近な視点からの環境問題への関心も高まっています。こうした中、環境問題に的確に対応していくため、市民一人ひとりの行動によって、地球温暖化を抑制し、資源循環型の環境にやさしい社会を形成していくことが重要になっています。

基本施策 目標

- 市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。

取組の方向 (施策)

- - 1 環境保全行動の推進
 - 2 地球温暖化対策の推進
 - 3 ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）
 - 4 廃棄物の適正処理の推進
 - 5 良好な生活環境の確保

1 環境保全行動の推進

■施策目標

市民が、環境にやさしい社会の形成に向け、環境保全に取り組んでいます。

■施策指標

家庭版環境 ISO 認定家庭数

現状値 1, 6 6 1 世帯 (H23 実績)

(1) もったいない運動の推進

・ もったいない精神の普及啓発

(2) 環境学習の推進

・ 環境情報の整備と提供
・ 環境リーダー等人材育成の推進
・ 環境学習の場と機会の提供

(3) 環境配慮行動の推進

・ 主体別・事業別環境配慮指針の推進
・ 家庭版、学校版環境配慮行動の推進

2 地球温暖化対策の推進

■施策目標

市民が、地球温暖化の抑制を図るため、温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいます。

■施策指標

住宅用太陽光発電システム設置家庭数

現状値 4, 1 9 6 世帯 (H23 実績)

(1) 環境にやさしいライフスタイルの促進

・ 市民の省エネルギー・省資源行動の促進

(2) 環境に配慮したビジネススタイルの促進

・ 事業者の省エネルギー・省資源活動の促進

(3) 二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進

・ 環境配慮型交通体系の確立
・ 二酸化炭素吸収のための緑の確保
・ 「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」の推進

(4) 再生可能エネルギーの利活用の推進

・ 太陽光発電システムの設置促進

3 ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）

■施策目標

市民が、日常生活や事業活動の中で、ごみを減らし、限りある資源の有効活用に取り組んでいます。

■施策指標

市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量

現状値 806 g/日（H23実績）

- (1) ごみの減量化・資源化に対する意識の向上
- ・教育機関と連携した「ごみ教育」の推進
 - ・意識啓発事業の推進

- (2) 資源の有効活用の推進
- ・資源化事業の推進

4 廃棄物の適正処理の推進

■施策目標

市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理しています。

■施策指標

不法投棄発生件数

現状値 507件（H23実績）

- (1) 収集・処理体制の適正化の推進
- ・効率的な収集・中間処理の推進
 - ・不適正搬入防止対策の強化
 - ・廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進

- (2) 廃棄物に係る監視・指導の強化
- ・不法投棄未然防止への取組の強化
 - ・優良な廃棄物処理業者の育成

5 良好な生活環境の確保

■施策目標

大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。

■施策指標

工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合

現状値

2.1% (H23 実績)

(1) 環境調査、監視等の充実

- ・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化
- ・各種環境調査の充実

(2) 発生源対策の充実

- ・事業者指導の強化
- ・近隣公害対策の充実
- ・環境に悪影響のある物質への対策

基本施策

14

良好な水と緑の環境を創出する

現状・課題

- 水と緑に恵まれた本市には、古くから市民の生活を支えるとともに、市民に癒しや憩いを与え、原風景として愛されてきた豊かな自然環境が数多く残されています。これらの自然との共生を深め、次の世代へとしっかりと引き継いでいくため、美しく豊かな水と緑の環境を創出していくことが重要になっています。

基本施策 目標

- 市民が身近に自然と親しめる良好な水と緑の環境が創出され、自然との共生が深まっています。

取組の方向 (施策)

- - 1 安全で快適な河川環境の整備
 - 2 生物多様性の保全
 - 3 緑の保全・育成

1 安全で快適な河川環境の整備

■施策目標

環境と調和のとれた安全で快適な河川環境が創出されています。

■施策指標

自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率

現状値 58.0% (H23 実績)

(1) 治水対策の推進

- ・河川整備事業の推進
- ・いっ水被害の解消

(2) 水辺に親しめる空間の創出

- ・多自然川づくりの推進
- ・河の日クリーン作戦の推進

(3) 河川機能の保全

- ・河川維持管理
- ・河川愛護活動の促進
- ・グラウンドワークの促進

2 生物多様性の保全

■施策目標

人と自然との共生により、豊かな生物多様性が守られています。

■施策指標

主要河川の水質調査における環境基準 (BOD) の達成率

現状値 94.0% (H23 実績)

(1) 生物多様性保全意識の醸成

- ・生物多様性の保全、保護啓発事業の実施
- ・大気・水環境保全に係る啓発事業の実施

(2) 生物多様性保全対策の推進

- ・アドバイザー制度を活用した生物多様性保護、保全対策の推進
- ・生物多様性に関する調査の有効活用
- ・公共用水域における水質保全の推進

3 緑の保全・育成**■施策目標**

市民・事業者の主体的な活動により、都市の緑化や樹林地の保全が図られています。

■施策指標

緑化ボランティア登録者数

現状値

174人（H23実績）

(1) 緑地保全の推進

- ・都市緑地の保全・活用
- ・民有地の緑地保全

(2) 都市緑化の推進

- ・中心市街地の緑化推進
- ・民有地の緑化推進
- ・公共施設の緑化推進

(3) 緑の普及・啓発

- ・花と緑に係る人づくりの推進
- ・緑の情報拠点の活用促進

上下水道サービスの質を高める

現状・課題 ➤ 顧客ニーズの多様化や高度化による高品質な水道水の安定供給や、危機管理意識の高まりによる「災害に強い上下水道」の推進が求められています。また、生活環境の快適性や利便性の向上とともに公共用水域の水質保全が求められているほか、都市化の進展や局地的大雨により、雨水の流出量が増大し、なお一層浸水被害の解消が求められています。こうした中、安定性や効率性の高い信頼される経営を確立し、顧客満足度を向上させていくためには、上下水道サービスの質をさらに高めていくことが重要になっています。

基本施策
目標 ➤ 安全・安心で高品質な水道水が安定的に供給されているとともに、下水が適正に処理されています。

取組の方向
(施策) ➤
1 安全で安心な水道水の供給
2 下水の適正処理の推進
3 顧客重視経営の推進

1 安全で安心な水道水の供給

■施策目標

高品質な水が安定して供給され、市民が安心して水道水を利用しています。

■施策指標

老朽配水管更新率

現状値 71% (H23 実績)

(1) 水道水の高品質化の推進

- ・水道水の水質管理の充実
- ・高度浄水システムの導入
- ・貯水槽水道管理の充実

(2) 安定給水の確保

- ・災害や事故に強い水道の整備
- ・ISO9001の推進

(3) 施設・資源の有効活用

- ・小水力発電の推進
- ・太陽光発電の推進

2 下水の適正処理の推進

■施策目標

生活排水と雨水が適正に処理され、市民の快適な生活環境が確保されています。

■施策指標

合流式下水道改善率

現状値 61% (H23 実績)

(1) 生活排水の適正処理の推進

- ・公共下水道（污水管渠）の整備
- ・合併処理浄化槽設置の促進
- ・合流式下水道の機能改善
- ・処理場・ポンプ場の増設

(2) 雨水対策の推進

- ・雨水幹線等の整備
- ・雨水貯留浸透施設設置の促進

(3) 下水道の適正な管理

- ・下水道施設の適正な維持管理
- ・災害や事故に強い下水道の整備

(4) 施設・資源の有効活用

- ・下水汚泥等の有効活用
- ・下水処理水の再利用

3 顧客重視経営の推進

■施策目標

顧客を重視した経営により、顧客満足度の高い上
下水道サービスが提供されています。

■施策指標

顧客満足度

現状値

68% (H23.7 現在)

(1) 顧客サービスの高品質化

- ・ 顧客ニーズを踏まえたサービスの提供
- ・ 広報・広聴事業の充実

(2) 経営基盤の強化

- ・ 財政構造改革の推進
- ・ 効率的経営の推進

快適な住環境を創出する

現状・課題

- 少子高齢化の進展や、ライフスタイル・家族形態の変化などにより、市民の住宅や居住環境に対するニーズが多様化しています。こうした中、市民のゆとりある住生活を実現するため、地域の実情に応じた快適な住環境を創出することが重要になっています。

基本施策 目標

- 市民が良好な居住環境の中で、安全で環境にやさしい住宅で快適に暮らしています。

取組の方向 (施策)

- 1 多様な住まいづくりの推進
- 2 住宅の安全性・環境性の向上

1 多様な住まいづくりの推進

■施策目標

市民が、それぞれの人生設計にかなった住居や住まい方を選択し、快適に暮らしています。

■施策指標

住宅のバリアフリー化率

(2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消)

現状値 36.2% (H20.10 現在)

- (1) 多様な居住ニーズに対応した支援の充実
- ・ 都心居住の推進
 - ・ 地域優良賃貸住宅の供給促進
 - ・ 既存住宅の活用促進
 - ・ 総合的な住情報の提供と相談体制の充実

- (2) 住宅セーフティネット機能の向上

- ・ 市営住宅の供給
- ・ 民間賃貸住宅の活用

2 住宅の安全性・環境性の向上

■施策目標

市民が、安全で環境にやさしい住宅で生活を送っています。

■施策指標

住宅の耐震化率

現状値 84.1% (H23 実績)

- (1) 安全に配慮した住まいづくりの推進

- ・ 住宅の耐震化促進事業
- ・ 建築士による住宅相談事業

- (2) 環境に配慮した住まいづくりの推進

- ・ 住宅の省エネルギー化の促進
- ・ 住宅用太陽光発電システムの設置促進

IV 市民の豊かな暮らしを支える

活気と活力のある社会を築くために

(産業・経済分野)

基本施策１７ 地域産業の創造性・発展性を高める

基本施策１８ 商工業の活力を高める

基本施策１９ 農林業の付加価値を高める

基本施策２０ 魅力ある観光と交流を創出する

地域産業の創造性・発展性を高める

現状・課題

- 経済活動のグローバル化やボーダーレス化により経済環境が大きく変化しており、世界規模で長引く景気停滞や国際競争の激化などの影響が地域経済にも波及しています。また、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、地域産業の担い手をめぐる社会環境も同様に変化しています。こうした中、より一層本市の地域の特性を生かし、また、創意工夫により、激しさを増す地域間競争に対応するため、地域産業の創造性・発展性を高めていくことが重要になっています。

基本施策 目標

- 本市の農業、商業、工業において、相互に新たな関係や連携が生み出され、地域資源の有効活用や人材の交流が活発化して、地域産業の創造性・発展性が高まっています。

取組の方向 (施策)

- - 1 地域特性を生かした産業集積の促進
 - 2 新規開業・新事業創出の促進
 - 3 就労・雇用対策の充実

1 地域特性を生かした産業集積の促進

■施策目標

新たな時代のニーズや変化に対応できる地域の特性を活かした産業集積が進んでいます。

■施策指標

市内事業所数（製造業）

現状値 582社（H22実績）

(1) 成長産業分野の振興

- ・イノベーションが期待される産業の育成
- ・企業立地の促進
- ・産業活動環境の向上

(2) 産業連携の強化

- ・産業間・産学官連携の促進
- ・アグリネットワークの推進

2 新規開業・新事業創出の促進

■施策目標

市民や企業の時代のニーズを捉えた積極的な取組により、新規開業や新事業が創出されています。

■施策指標

起業家セミナー参加者数

現状値 72人（H23実績）

(1) 起業チャレンジャーの育成・集積促進

- ・起業家精神の育成
- ・起業家の集積・成長支援

(2) 事業チャレンジ基盤の充実

- ・事業資金調達の支援
- ・インキュベーション機能の充実
- ・新事業創出の支援

3 就労・雇用対策の充実**■施策目標**

求職者の雇用が安定的に確保充実され、それぞれの能力を発揮しながら安全に生き生きと働いています。

■施策指標

有効求人倍率

現状値 0.93 (H24.6現在)

(1) ニーズに合った就業と雇用の実現

- ・就業支援の充実
- ・キャリア形成支援の促進
- ・雇用確保・安定化の促進

(2) 働きやすい労働環境づくり

- ・労働相談の充実
- ・雇用・労働条件等の周知啓発
- ・労働環境の充実

商工業の活力を高める

現状・課題

- 消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化，商業機能の周辺部への拡散に伴う中心市街地の活力低下，ICT等を活用した技術革新の進展，産業構造の変化や国際競争の激化など，商工業を取り巻く急速な環境変化に，迅速で的確に対応することが求められています。こうした中，本市の商工業の持続的な発展を実現するため，商工業者の活力を高めることが重要になっています。

基本施策 目標

- 社会経済環境の変化に柔軟に対応し、「ひと」、「もの」、「情報」等が活発に行き交い，地域経済が活性化しています。

取組の方向 (施策)

- - 1 魅力ある商業の振興
 - 2 中小企業の経営・技術革新の促進
 - 3 安定した経営基盤の確立
 - 4 流通機能の充実

1 魅力ある商業の振興

■施策目標

商業活動が、市民の日常生活やまちづくりを支えながら、活発化しています。

■施策指標

中心商業地の空き店舗数

現状値

123店舗 (H23実績)

(1) 魅力ある中心商業地の創出

- ・ 中心商業地への出店促進
- ・ 中心市街地拠点広場の活用促進
- ・ 商店街の景観整備の促進

(2) 地域社会の核となる商店街の強化

- ・ 地域特性を生かした商店街の振興
- ・ 安全・安心な商店街の整備促進
- ・ 商店街活性化事業の促進

(3) 魅力ある商店づくりの促進

- ・ 消費者の視点に立った商店づくりの支援
- ・ 商店後継者の育成支援

2 中小企業の経営・技術革新の促進

■施策目標

中小企業が、絶えず技術の革新、経営の合理化などを進め、持続的に成長しています。

■施策指標

高度化設備設置補助制度を活用した企業数

現状値

25社 (H23実績)

(1) 高度技術開発の促進

- ・ 設備高度化の促進
- ・ 知的所有権の取得促進
- ・ 発明、研究開発意欲の高揚

(2) 先進的企業経営の促進

- ・ 経営革新や技術革新の促進
- ・ 企業と地域社会との連携促進

(3) 地域産業を担う人材の育成

- ・ ものづくり達人制度の活用促進
- ・ 伝統産業の振興
- ・ 高度技術承継の支援

3 安定した経営基盤の確立

■施策目標

中小企業が、経営力を備え、安定した経営基盤を確立しています。

■施策指標

制度融資の中小企業設備資金額

現状値 497,000千円 (H23実績)

(1) 資金調達の円滑化

- ・制度融資の活用促進
- ・信用保証の充実

(2) 経営体質・基盤の強化

- ・経営基盤の強化
- ・経営相談、技術・経営指導の充実
- ・販路拡大の強化支援

(3) 経済団体との連携強化

- ・経済団体との連携強化
- ・事業者の組織化支援

4 流通機能の充実

■施策目標

食料品などの流通体制が確保され、消費者に安定的に供給されています。

■施策指標

中央卸売市場年間取扱金額

現状値 464億円 (H23実績)

(1) 中央卸売市場機能の充実

- ・生鮮食料品の安定供給と物流体制の強化
- ・食材の安全・安心の確保
- ・市場と食材に関する情報発信の充実

(2) 物流機能の強化

- ・物流の集積化の促進
- ・卸売業の振興

農林業の付加価値を高める

現状・課題

- 高齢化の進行や就業構造の変化、消費者の価値観の多様化により、農業の担い手の確保や生産基盤の維持向上、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給が求められています。こうした中、農業者が希望をもって農業に従事し、農林業の持続力・競争力を強化するため、ニーズに的確に対応した農産物の生産や販路の開拓、6次産業化の取組などにより、収益を上げる環境を整え、その付加価値を高めていくことが重要になっています。

基本施策
目標

- 農林業を支える多様な担い手が育ち、生産力や産地力の向上、良好な農村環境の形成など、総合的に農林業の付加価値が高まっています。

取組の方向
(施策)

-
- 1 農林業を支える担い手の確保・育成
 - 2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立
 - 3 良質な農林産物の生産・普及の促進
 - 4 環境と調和した農林業の推進

1 農林業を支える担い手の確保・育成

■施策目標

地域の実情に合った多様な担い手が、確保・育成されています。

■施策指標

認定農業者数

現状値 660経営体 (H24.3 現在)

(1) 意欲ある担い手の確保・育成

- ・ 農業者の経営力の向上支援
- ・ 新規就農者の確保・育成
- ・ 担い手への農地利用集積の強化

(2) 地域農業を支える担い手づくり

- ・ 組織的な農業経営体の確保・育成
- ・ 女性や高齢者の起業等（6次産業化）の促進
- ・ 地域に融和する企業の参入促進

2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立

■施策目標

生産性の高い土地基盤の整備・保全や効率的な生産出荷体制が確立され、安定した農業経営が展開されています。

■施策指標

耕作放棄地面積

現状値 53.2ha (H24.3 現在)

(1) 生産性の高い土地基盤の整備・保全

- ・ 優良農地の確保と有効活用
- ・ ほ場整備事業の推進

(2) 効率的な生産・出荷体制の確立

- ・ 大規模共同利用施設の整備・活用
- ・ 大型農業機械の導入促進
- ・ 新たな生産技術の導入促進

3 良質な農林産物の生産・普及の促進

■施策目標

安全・安心で、市場価値の高い良質な農林産物が生産・普及され、地域でも多くの地場農林産物が消費されています。

■施策指標

うつのみや地産地消推進店数

現状値 77店（H24.3 現在）

(1) 農産物の安定供給の促進

- ・高品質な米・麦・大豆の生産振興
- ・園芸畜産物の生産振興

(2) 農産物のブランド化推進

- ・新たな生産技術の導入促進
- ・農商工連携による6次産業化の促進
- ・マーケティング力の向上
- ・農産物の海外輸出の促進

(3) 地産地消の推進

- ・農産物直売所等の充実・強化
- ・地場農産物の利用拡大
- ・消費者と農業・農村との相互理解の促進
- ・安全・安心な農産物等の供給促進

4 環境と調和した農林業の推進

■施策目標

環境と調和した農林業を推進し、農林業が持つ多様な公益的機能が維持・向上しています。

■施策指標

エコファーマーの認定者数

現状値 690人（H24.3 現在）

(1) 環境保全型農業の推進

- ・環境にやさしい農業の推進
- ・バイオマス資源等の利活用の促進

(2) 農資源・農村環境の保全推進

- ・農地・水環境の保全活動の推進
- ・環境に配慮した土地改良事業の推進
- ・有害鳥獣被害対策事業の推進

(3) 森林保全整備の推進

- ・民有林整備事業の推進
- ・森林体験事業の推進
- ・森林資源の有効活用の促進

Вот что я думаю о том, что вы сказали.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.

Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.

Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы. Я думаю, что вы правы.

Я думаю, что вы правы.
Я думаю, что вы правы.

魅力ある観光と交流を創出する

現状・課題

- 近年、観光に対するニーズが、「周遊する」、「参加・体験する」、「滞在する」へと変化するとともに、内容、範囲も多様化しています。こうした中、産業・文化・歴史・スポーツ等の資源を観光資源と捉え、地域間や資源間のネットワークを強化しながら本市へより多くの来訪者を呼び込み、満足感や再来意欲を高め、魅力ある観光と交流を創出することが重要になっています。

基本施策 目標

- 新たな資源が発掘、活用され本市の観光資源の価値がさらに高まり、市民も自らの地域に誇りを持つことで、多くの人に宇都宮を訪れ楽しんでもらえるような、魅力ある観光と交流が創出されています。

取組の方向 (施策)

-
- 1 おもてなしある受入体制の充実
 - 2 観光資源の活用促進
 - 3 都市と農村の交流促進

1 おもてなしある受入体制の充実

■施策目標

本市への来訪者が様々なおもてなしに接し、「来てよかった」、「また訪れたい」と感じています。

■施策指標

「来てよかった」、「また訪れたい」と感じている来訪者の割合

現状値 44.6% (H23.12 現在)

(1) 市民のおもてなし意識の向上

- ・郷土愛と知識の醸成
- ・おもてなし事業の推進

(2) おもてなし体制の充実

- ・観光ガイドの育成、確保
- ・観光・コンベンション機能の充実
- ・外国人に対する受入体制の強化

(3) 観光情報発信の充実

- ・多様な手段による観光情報の発信
- ・観光セールスの強化

2 観光資源の活用促進

■施策目標

人、産業、文化・スポーツ、など、本市の優れた資源が、観光に生かされ、本市の魅力が高まっています。

■施策指標

年間入込客数

現状値 13,531千人 (H22 実績)

(1) 戦略的観光事業の推進

- ・着地型観光の促進
- ・地域特性資源の活用促進
- ・コンベンション等の誘致促進
- ・大谷観光の推進

(2) 広域観光ネットワークの構築

- ・観光ネットワークの推進
- ・広域観光事業の推進

3 都市と農村の交流促進

■施策目標

地域住民がコミュニティに参画し、都市住民との様々な交流も活発に行われ、活力ある地域社会が形成されています。

■施策指標

都市農村交流参加者数

現状値 1, 338, 569人 (H23実績)

(1) 農資源を活かした交流の推進

- ・ 農村地域コミュニティ活動の促進
- ・ 農業・農村ふれあい交流事業の推進
- ・ 交流活動実施団体の育成

(2) 農林業の魅力発信

- ・ 農林業イベントの充実
- ・ 農林業観光交流施設の充実

V 都市のさまざまな活動を支える

都市基盤の機能と質を高めるために

(都市基盤分野)

基本施策2-1 機能的で魅力のある都市空間を形成する

基本施策2-2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

機能的で魅力ある都市空間を形成する

現状・課題

- 高齢社会・人口減少時代の到来，地方分権の進展，市民のライフスタイルの多様化等を見据え，本市のまちづくりにおいては，これからの人口規模・構成や都市活動に見合った持続可能な都市への転換，また，北関東最大の都市として，広域的な役割を踏まえた高次な都市機能の集積や拠点性の向上が求められています。こうした中，市民の生活の質の向上を図りながら，都市の持続的な発展が可能となるよう機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になっています。

基本施策 目標

- 市内の地域が，その特性に応じた個性や魅力，都市機能を備え，コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。

取組の方向 (施策)

-
- 1 地域特性に応じた土地利用の推進
 - 2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
 - 3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成
 - 4 都市景観の保全・創出

1 地域特性に応じた土地利用の推進

■施策目標

地域の個性や魅力を生かしながら、計画的な土地利用が行われています。

■施策指標

地区計画導入地区数

現状値 22地区 (H24.4 現在)

市街化区域の宅地率

現状値 54.8% (H24.4 現在)

(1) 土地利用の適正化

- ・ 地域地区制度の活用
- ・ 地区計画制度等の活用
- ・ 開発許可制度の適正運用
- ・ 地域特性に応じた計画的な農地の保全

(2) 土地利用の円滑化

- ・ 地籍調査事業の推進
- ・ 国土利用計画法の適正運用、地価公示制度の周知・活用

2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成

■施策目標

地域特性に応じた都市機能が集積された魅力ある拠点が形成されています。

■施策指標

人口集中地区 (DID) 人口

現状値 384,583人 (H22.10 現在)

都市拠点 (市内中心部) の通行量 (平日)

現状値 103,880人 (H23 実績)

(1) 都市拠点の形成

- ・ 宇都宮駅東口地区整備
- ・ 宇都宮駅西口周辺地区整備
- ・ 市街地再開発事業
- ・ 東武宇都宮駅周辺地区整備
- ・ 都心居住の促進

(2) 地域拠点等の形成

- ・ 雀宮駅周辺地域整備
- ・ 岡本駅周辺地域整備
- ・ テクノポリスセンター地区、東谷・中島地区の施設立地の促進
- ・ 北部・北西部地域等の拠点における機能集積の促進

3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成

■施策目標

安全で快適な居住環境を有した市街地が形成されています。

■施策指標

土地地区画整理事業の整備面積

現状値 1,986ha (H24.3現在)

(1) 市街地の機能性・安全性の向上

- ・土地地区画整理事業
- ・身近な道路整備
- ・市街地再開発事業
- ・優良建築物等整備事業

(2) 緑と憩いの拠点づくりの推進

- ・街区・近隣・地区公園整備事業
- ・公園・緑地の再整備事業
- ・ワークショップによる公園づくり
- ・公園愛護会支援事業

4 都市景観の保全・創出

■施策目標

市民協働により、地域資源を活用し地域特性に応じた良好な都市景観が形成されています。

■施策指標

景観形成重点地区等の指定地区数

現状値 5地区 (H24.3現在)

(1) 市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進

- ・まちなみ景観賞表彰事業
- ・地域の景観づくり組織の育成支援
- ・景観ワークショップの開催
- ・景観アドバイザー派遣事業
- ・景観教育の推進

(2) 地域特性を生かした都市景観づくりの推進

- ・魅力ある都市景観づくり事業の推進
- ・中心市街地の緑化推進
- ・都心部道路景観整備

1. The first part of the report is a general introduction to the subject of the study. It discusses the importance of the study and the objectives of the research.

2. The second part of the report is a detailed description of the methodology used in the study. It includes information about the sample size, the data collection methods, and the statistical analysis techniques.

3. The third part of the report is a discussion of the results of the study. It compares the findings with the previous research and discusses the implications of the study.

4. The fourth part of the report is a conclusion and a list of references. The conclusion summarizes the main findings of the study, and the references list the sources of information used in the study.

5. The fifth part of the report is a list of appendices. These appendices contain additional information that is relevant to the study but is not included in the main text.

6. The sixth part of the report is a list of figures and tables. These figures and tables provide a visual representation of the data and the results of the study.

7. The seventh part of the report is a list of footnotes. These footnotes provide additional information about the study and the sources of information used in the study.

8. The eighth part of the report is a list of abbreviations. These abbreviations are used throughout the report to simplify the text and to make it easier to read.

9. The ninth part of the report is a list of symbols. These symbols are used throughout the report to represent mathematical concepts and to make the text more concise.

円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

現状・課題

- 高齢社会の到来や環境問題への対応など、さまざまな観点から、公共交通が十分整備され、過度に自動車に依存しない、調和の取れた交通環境への社会的要請が高まっています。こうした中、各拠点の機能を連携・補完する軸として、また、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい交通環境をつくるため、円滑で利便性が高い、総合的な交通体系を確立することが重要になっています。

基本施策
目標

- 総合的な交通体系の構築により、公共交通や自動車、自転車などのあらゆる交通手段が相互に連携した、円滑で利便性が高く、安全で、ひとや環境にもやさしい、誰もが利用しやすい交通環境がつくられています。

取組の方向
(施策)

-
- 1 公共交通ネットワークの充実
 - 2 道路ネットワークの充実
 - 3 自転車のまち宇都宮の推進

1 公共交通ネットワークの充実

■施策目標

誰もが円滑に移動できる公共交通ネットワークが形成されています。

■施策指標

年間公共交通利用者数

現状値 33,190千人 (H18実績)

(1) 公共交通サービスの向上

- ・バス路線の充実
- ・ノンステップバスの導入促進
- ・地域内交通の確保
- ・東西基幹公共交通（LRT等）の導入

(2) 公共交通の利用促進

- ・公共交通利用環境整備の促進
- ・モビリティ・マネジメント施策（マイカー利用者の意識転換策）の推進

(3) 交通結節機能の充実

- ・既存鉄道の利便性向上の促進
- ・宇都宮駅西口周辺地区整備
- ・岡本駅周辺地域整備

2 道路ネットワークの充実

■施策目標

円滑で機能的な道路ネットワークが構築されています。

■施策指標

都市計画道路の整備率

現状値 67.5% (H24.3現在)

(1) 幹線道路の整備・機能の充実

- ・幹線道路の整備
- ・交差点・踏切改良の整備

(2) 広域アクセス性の充実

- ・スマートICの整備

(3) 道路環境の向上と機能保全

- ・橋りょうの長寿命化、耐震化の推進
- ・都心部道路景観整備
- ・道路バリアフリー化の推進
- ・生活道路の整備
- ・道路の維持補修
- ・交通安全施設整備

3 自転車のまち宇都宮の推進

■施策目標

自転車が安全で快適に、楽しく利用できる環境が整備されています。

■施策指標

自転車走行空間の整備延長

現状値 14.5 km (H23 実績)

(1) 安全な自転車利用環境の創出

- ・自転車走行空間の整備
- ・自転車利用者への交通安全教育の推進

(2) 快適な自転車利用環境の創出

- ・サイクルアンドライド用駐輪場の整備
- ・休憩スポット（自転車の駅）の設置

(3) 自転車利用・活用の促進

- ・レンタサイクルの充実
- ・サイクルステーションの充実
- ・サイクリングロードの整備

VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

(都市経営・自治分野)

基本施策23 市民が主役のまちづくりを推進する

基本施策24 行政経営基盤を強化する

基本施策25 市民の相互理解と共生のこころを育む

市民が主役のまちづくりを推進する

現状・課題

- 市民の価値観やライフスタイルの多様化，少子高齢化の進行，地域における連帯意識の希薄化など，近年，社会を取り巻く環境が大きく変化している一方で，増加傾向にある非営利活動団体の活動や事業者の社会貢献活動など，まちづくり活動が活発化しています。こうした中，さまざまなまちづくりの課題に的確に対応していくため，市民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者・行政の適切な役割分担のもと，地域のコミュニティをはじめ，あらゆる場において，それぞれが連携を図り，市民が主役となったまちづくりを推進していくことが重要になっています。

基本施策
目標

- 市民や地域活動団体，非営利活動団体など，多様な主体による連携したまちづくり活動や，市政への積極的な参画によって，市民が主役となったまちづくりが実践されています。

取組の方向
(施策)

-
- 1 協働によるまちづくりの推進
 - 2 地域主体のまちづくりの促進
 - 3 市民の市政への参画促進

1 協働によるまちづくりの推進

■施策目標

市民・地域活動団体・非営利活動団体・事業者・行政が、それぞれ、適切に役割を分担して、協働のまちづくりに取り組んでいます。

■施策指標

ボランティア等登録団体数

現状値 348団体（H24.4 現在）

(1) まちづくり活動への参加機会と環境の充実

- ・地域活動やボランティアなどへのデビュー支援の充実
- ・まちづくりの担い手の育成
- ・まちづくり活動拠点の充実と機能の強化

(2) まちづくり活動主体の連携・協力の促進

- ・多様なまちづくり主体の連携の場（協働のプラットフォーム）の形成推進
- ・まちづくりセンターのネットワーク機能の充実
- ・住民提案型の協働事業の推進

(3) まちづくり活動主体の組織力の向上

- ・経営基盤・人材育成の支援
- ・コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの取組みへの支援

2 地域主体のまちづくりの促進

■施策目標

地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせ一体的にまちづくり活動に取り組んでいます。

■施策指標

自治会加入率

現状値 68.6%（H24.4 現在）

地域まちづくり計画推進地区数

現状値 14地区（H24.4 現在）

(1) 日常生活の安全安心を支える絆づくりの推進（小さなコミュニティの活性化）

- ・自治会活性化の促進
- ・顔の見える関係づくりの促進
- ・活動場所・居場所の整備促進

(2) 地域が一体となったまちづくりの推進（大きなコミュニティの活性化）

- ・地域まちづくり計画の策定の促進
- ・地域まちづくり組織のコーディネート機能や事務局機能の強化
- ・地域活動団体間の連携強化
- ・特色ある地域づくり活動の促進

3 市民の市政への参画促進**■施策目標**

市の政策づくりのさまざまな過程で、市民の意見がよりの確に反映されています。

■施策指標

宮だよりの中での意見・要望・提案の割合

現状値 78% (H24.3 現在)

(1) 行政情報の共有化の推進

- ・広報・広聴事業の充実
- ・情報提供の推進

(2) 政策形成段階からの市民参画の促進

- ・市民参加・参画機会の拡充

1. 凡在本行開辦之各項業務，
 均應遵守本行所定之各項規章，
 並應隨時注意本行所定之各項規章，
 如有違反者，本行將依法究辦。

中華民國三十三年

2. 凡在本行開辦之各項業務，
 均應遵守本行所定之各項規章，
 並應隨時注意本行所定之各項規章，
 如有違反者，本行將依法究辦。

中華民國三十三年
 六月

3. 凡在本行開辦之各項業務，
 均應遵守本行所定之各項規章，
 並應隨時注意本行所定之各項規章，
 如有違反者，本行將依法究辦。

中華民國三十三年
 六月

基本施策
24

行政経営基盤を強化する

現状・課題

- 人口減少社会の到来や少子高齢化の進行、市民ニーズの一層の多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化に伴い、行政課題がますます増加、多様化しています。こうした中、「政策や施策の選択と行政経営資源の集中」によって効果的・効率的にまちづくりを進め、本市が50万都市として、今後も引き続き発展していくため、行政経営基盤の一層の強化が重要になっています。

基本施策
目標

- 本市の行政運営を効果的・効率的に行うことで、行政経営基盤が強化されています。

取組の方向
(施策)

-
- 1 効果的で効率的な行政経営システムの確立
 - 2 地区行政の推進
 - 3 行政の組織力の向上
 - 4 財政基盤の強化
 - 5 地域情報化の推進

1 効果的で効率的な行政経営システムの確立

■施策目標

限りある経営資源を適切に配分することにより、最少の経費で最大の効果が発揮できるような行政経営を行っています。

■施策指標

行政改革推進プランの進捗状況

(全取組中，順調に進められている取組の割合)

現状値 98.8% (H23実績)

(1) 経営資源の配分の最適化

- ・多様な手法を活用した事務事業の再構築
- ・行政評価システムの推進
- ・公有財産マネジメントの推進
- ・公共施設長寿命化の推進

(2) 最適な主体・手法によるサービスの提供

- ・自治基本条例の運用
- ・民間活力の積極的な活用
- ・分権型社会にふさわしい自治制度の確立

(3) 都市間連携の強化

- ・広域的共同・協力事業の推進
- ・広域的な都市機能の合理的配置の促進
- ・都市間の政策的連携の推進

(4) 宇都宮ブランド戦略の推進

- ・情報収集・発信拠点の活用促進
- ・シティセールスの推進
- ・市民参加型事業の推進

2 地区行政の推進

■施策目標

地域に軸足を置いた行政が，効果的に展開されています。

■施策指標

地区市民センターや出張所などの地域行政機関を利用しやすいと感じている市民の割合

現状値 63.8% (H23実績)

(1) 地域行政機関の機能強化

- ・市民生活に密着したサービスの充実
- ・地域振興機能の強化
- ・地域行政機関の施設整備

3 行政の組織力の向上

■施策目標

行政が、組織力を高め、さまざまなまちづくりの課題に対応しています。

■施策指標

組織目標達成率

現状値

—

(1) 意欲や能力に応じた人材活用の促進

- ・ 人事評価制度の充実
- ・ 人材確保・活用策の充実

(2) 職員の自立的な能力開発の推進

- ・ 職場における人材育成の充実
- ・ キャリア形成の推進

4 財政基盤の確立

■施策目標

将来にわたる財政の健全性が確保されています。

■施策指標

公債費負担比率

現状値

14.3% (H23実績)

(1) 持続可能な財政構造の構築

- ・ 事務事業の「選択と集中」の徹底
- ・ 将来世代への負担に配慮した財政運営

(2) 財源の充実強化

- ・ 自主財源の確保
- ・ 受益と負担の適正化

5 地域情報化の推進

■施策目標

I C Tが有効に利活用され、行政サービスの利便性と行政経営の効率性が高まっています。

■施策指標

身近な行政手続きの電子化率

現状値

(1) I C Tを活用した行政運営の効率化・高度化

- ・ 情報システム最適化の推進
- ・ 身近な行政サービスの電子化の推進
- ・ 情報提供・コンテンツの充実

(2) 市民・事業者の情報リテラシーの向上

- ・ I C T利活用促進に向けた支援の充実
- ・ 情報セキュリティ対策の推進

市民の相互理解と共生のこころを育む

現状・課題

- 成熟社会を迎えた21世紀にあっても、いまだ個人の意識や行動、社会慣習の中に差別や偏見が存在しています。こうした中、市民の誰もがこころの壁を感じることなく安心して暮らしていくため、家庭、地域、学校、事業者、行政等の連携を強め、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人をはじめとして、すべての市民が、互いの個性や特性を認め、理解し合い、人権を尊重することのできる、共生するこころを育んでいくことが重要になっています。

基本施策
目標

- 家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。

取組の方向
(施策)

-
- 1 かけがえのない個人の尊重
 - 2 男女共同参画の推進
 - 3 多文化共生の推進

1 かけがえのない個人の尊重

■施策目標

すべての市民が、平和の尊さを理解し、個人として尊重され、その人権が擁護されています。

■施策指標

子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合

現状値 53.6% (H23実績)

(1) 権利擁護の推進

- ・権利擁護の支援
- ・虐待防止対策の強化

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ・相談体制の充実
- ・DV未然防止対策の推進
- ・DV被害者の自立支援の充実

(3) いじめ対策の充実

- ・人権教育の推進
- ・いじめゼロ運動の推進
- ・いじめに関する教育相談事業

(4) 平和啓発活動の充実

- ・平和のつどいの開催
- ・平和月間事業の推進

2 男女共同参画の推進

■施策目標

男女が社会のさまざまな分野へ、ともに参画しています。

■施策指標

社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合

現状値 20.2% (H23実績)

(1) 男女共同参画意識の醸成

- ・意識啓発事業の充実
- ・男女共同参画の視点に立った家庭・学校・地域教育の推進

(2) さまざまな分野における男女共同参画の推進

- ・意思決定の場への女性の登用促進
- ・就労の場における男女共同参画の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの促進

3 多文化共生の推進

■施策目標

市民と在住外国人が、相互に理解し合い、共生の意識を持って、安心して暮らしています。

■施策指標

在住外国人を支援する民間ボランティア団体の
会員数

現状値 755人（H24.4 現在）

(1) 情報の多言語化の推進

- ・多言語による相談事業
- ・多言語による情報発信事業
- ・やさしい日本語の普及促進

(2) 在住外国人との相互理解の促進

- ・在住外国人の自立化支援事業
- ・在住外国人と市民のネットワーク化支援事業
- ・多文化共生の地域づくり事業

宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会 委員名簿

(五十音順, 敬称略)

H24.9.28 現在

区分	氏 名	所属団体等
学識経験者 (6人)	長谷川 万由美	宇都宮大学 教育学部 教授
	前橋 明朗	作新学院大学 総合政策学部 教授・学科長
	◎ 山島 哲夫	宇都宮共和大学 シティライフ学部 教授・学部長
	横尾 昇剛	※ 宇都宮大学 工学部 准教授
	渡邊 弘	※ 宇都宮大学 教育学部 教授
	和田 佐英子	※ 宇都宮共和大学 シティライフ学部 教授
各種団体の代表 (9人)	宇賀神 貞夫	栃木県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	岡地 和男	※ 社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会 常務理事 兼 事務局長
	荻 美紀	公益社団法人 宇都宮青年会議所 委員
	柿上 淳	宇都宮農業協同組合 代表理事専務
	北村 光弘	宇都宮商工会議所 会頭
	菅原 一浩	宇都宮市PTA連合会 会長
	田村 哲男	社団法人 栃木県建築士会宇都宮支部 副支部長
	北條 信男	宇都宮市自治会連合会 副会長
	谷津 嘉子	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり市民工房 監事
市議会議員 (6人)	小野里 豊	
	小平 美智雄	
	○ 中山 勝二	
	福田 久美子	
	保坂 寿	
	渡辺 通子	
公募委員 (3人)	稲葉 克明	
	大熊 康子	
	小林 有見子	※

計 24人

※…H23 市総合計画前期基本計画評価市民懇談会の委員

◎…会長, ○…副会長

宇都宮市総合計画改定基本計画策定懇談会 分科会委員名簿

(五十音順, 敬称略)

区 分	氏 名	所属団体等
第1分科会 ・健康・福祉・安心 ・都市経営・自治	稲葉 克明	公募委員
	岡地 和男	社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
	長谷川 万由美	宇都宮大学 教育学部 教授
	福田 久美子	市議会議員
	北條 信男	宇都宮市自治会連合会 副会長
	谷津 嘉子	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり市民工房 監事
	○ 渡辺 通子	市議会議員
	◎ 和田 佐英子	宇都宮共和大学 シティライフ学部 教授
第2分科会 ・生活環境 ・都市基盤	宇賀神 貞夫	栃木県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	荻 美紀	公益社団法人 宇都宮青年会議所 委員
	小野里 豊	市議会議員
	○ 小平 美智雄	市議会議員
	小林 有見子	公募委員
	田村 哲男	社団法人 栃木県建築士会宇都宮支部 副支部長
	山島 哲夫	宇都宮共和大学 シティライフ学部 教授・学部長
	◎ 横尾 昇剛	宇都宮大学 工学部 准教授
第3分科会 ・教育・学習・文化 ・産業・経済	大熊 康子	公募委員
	柿上 淳	宇都宮農業協同組合 代表理事専務
	北村 光弘	宇都宮商工会議所 会頭
	菅原 一浩	宇都宮市PTA連合会 会長
	中山 勝二	市議会議員
	○ 保坂 寿	市議会議員
	前橋 明朗	作新学院大学 総合政策学部 教授・学科長
	◎ 渡邊 弘	宇都宮大学 教育学部 教授

◎・・・分科会長, ○・・・副分科会長

第2回、第3回 懇談会 委員発言要旨【第1分科会】

◎個別の施策等に係る意見

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
1	I			政策の柱 I「市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために」 全般	・ 行政組織に対応する形で、高齢期、障がいのある人の生活、子どもたち、といった基本施策の区分をしてるように思われるが、地域社会においては、例えば、見守りを必要とする対象を区分することはなく、その視点で考えれば、基本施策5「都市の福祉力を高める」が最も重要な施策になると思われる。基本施策5の現状・課題にある「身近な地域での総合的なサービスの提供」を行政がどう実現できるのか、行政の役割は何か、地域の方々の役割は何か、それに対して行政はどのような支援が行えるのかわかる施策であることが望まれる。	谷津委員
2	I	1	保健・医療サービスの質を高める	現状・課題 「また、超高齢社会を迎える中、医療と介護の更なる連携は必要となっています。」	・ 「医療と介護の更なる連携」の中で、福祉サービスについても連携が必要な分野であることから、その趣旨を踏まえた表現とするよう検討されたい。	岡地委員
3	I	1	保健・医療サービスの質を高める	施策1 健康づくりの推進 基本事業 (1)地域における健康づくりの推進 構成事業 ・運動事業の充実・強化	・ 「運動事業」など、どのような事業なのか分りにくいものがあるいくつかあるので、分かりやすい表現に変更するよう検討されたい。	岡地委員
4	I	1	保健・医療サービスの質を高める	施策2 地域医療体制の充実 基本事業 (2)良質かつ適切な医療体制の確保	・ 「指導」という表現では事業の方向性が見えないので、「推進」「促進」「強化」等文言で明確にするよう検討されたい。	岡地委員
5	I	2	高齢期の生活を充実する	全般	・ 1人暮らしの高齢者世帯が急増してきている中で、住居、生活など、日常生活において様々な角度からの支援と仕組みを構築し、1人暮らしの高齢者が安心して生活できるような体制を整えるよう検討されたい。	福田委員

No.	政策 の柱	基本 施策 番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
6	I	2	高齢期の生活を充実する	施策1 高齢者の社会参画の促進 基本事業 (1) 高齢者の社会参画の仕組みづくり 構成事業 ・高齢者の外出支援 施策目標 「高齢者の一人ひとりが、地域の中で自らの知識や経験を生かしながら、元気に生き生きと暮らしています」	・ 外出支援の取組については、ソフト事業の充実だけではなく、ハード面において、高齢者が安全安心に歩行できる優しい道路の仕組みを検討されたい。 ・ 施策の目標を「元気に”行動”し、生き生きと…」とするよう検討されたい。	北条委員
7	I	2	高齢期の生活を充実する	施策1 高齢者の社会参画の促進 基本事業 (2) 高齢者の生きがいづくりの促進 構成事業 ・学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供 施策指標 高齢者がボランティア活動へ参加している割合	・ 「場」という表現の変更・文章の整理を検討されたい。 ・ 施策指標値の対象となる算出根拠を明確にするよう検討されたい。	岡地委員 福田委員
8	I	2	高齢期の生活を充実する	施策2 高齢者の生活支援の推進 基本事業 (3) 高齢者高齢者等対策の充実	・ 目的、内容の部分で、認知症になった後の対策等を盛り込むのではなく、認知症予防の取組、認知症対策の重要性を記載するよう検討されたい。	岡地委員
9	I	3	障がいのある人の生活を充実する	施策1 障がい者の社会的自立の促進 基本事業 (3) 障がい者の相談支援の充実 構成事業 ・就労や社会参加の相談支援の充実	・ 施策体系1、2どちらも「相談支援の充実」の項とあることから、「就労や社会参加及び地域生活の相談支援の充実」とするよう検討されたい。	北条委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
10	I	3	障がいのある人の生活を充実する	施策2 障がい者の地域生活支援の充実 基本事業 (1)障がい者の相談支援の充実	・ 上記と併せ、基本事業(1)については、「障がい者の権利擁護」「人権尊重の推進」などと表現を改めるよう検討されたい。	北条委員
11	I	3	障がいのある人の生活を充実する	施策2 障がい者の地域生活支援の充実 基本事業 (4)障がい児の療育体制の充実 構成事業 ・障がい児発達支援ネットワークの推進	・発達障がい児やひきこもりを抱えている家庭の相談機関は、どこが担っているかが見えてこない。また、障がい児に対して、「ライフステージを通した」という表現はそぐわないので、「地域生活相談体制の充実」に事業を表記するよう検討されたい。	岡地委員
12	I	4	愛情豊かに子どもたちを育む	《主要事業全般に関して》	・ひとり親家庭の子どもへの教育の面での支援、また、ひとり親の子どもが問題を抱えたときの相談体制の充実をはかるため、主要事業に挙げていただくよう検討されたい。 ・負の連鎖を解消するためにも、高校や大学に行かせてあげられるよう、入学一時金、奨学金を増額するなど、行政面からのサポートの充実を検討されたい。	福田委員 谷津委員
13	I	4	愛情豊かに子どもたちを育む	基本施策目標 「地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組む、～」	・ 権利擁護については、基本施策25の施策1で串刺し(全ての市民を対象)にしているが、子どもの権利の考え方については、基本施策4の目標にも入れることを検討されたい。(絶対入れてほしい)。 ・子どもだけ権利主体としてとらえていないように感じられる。せっかく「子育て」が入ったのだから、子どもの権利主体としてのとらえ方を検討されたい。	福田委員 長谷川委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
14	I	4	愛情豊かに子どもたちを育む	施策1 児童健全育成環境の充実 施策目標 「～意欲を持って、健やかに育っています。」	・ 子ども施策における目標において、「意欲を持って」は、小さい子どもには馴染まないことから、相応しい表現について検討されたい。	岡地委員
15	I	4	愛情豊かに子どもたちを育む	施策1 児童健全育成環境の充実 基本事業(2) 構成事業 ・宮っ子ステーション事業の推進	・「放課後子ども教室」と「子どもの家」の一体的な運営を地域に任せていいのか。学童保育を地域に任せ、その質を担保するには、市の役割としてどうあるべきかを検討されたい。	和田会長
16	I	4	愛情豊かに子どもたちを育む	施策4 子どもへの虐待防止対策の強化 施策指標 児童虐待取扱件数に対する終結件数の割合	・「終結件数の割合」の分母と分子がわかりづらいことから、補足説明が必要な場合は付記するなど、誤解を招かないような文言で表現するよう検討されたい。	岡地委員
17	I	5	都市の福祉力を高める	施策1 市民の福祉活動への参画促進 施策指標 ボランティアセンターのボランティア登録団体数	・ここでのボランティア数は社会福祉協議会に登録されている数であるが、市にはもっとボランティア団体はある。福祉からの観点での算出を見直すよう検討されたい。	谷津委員
18	I	5	都市の福祉力を高める	施策1 市民の福祉活動への参画促進 基本事業(3) 地域の福祉活動に対する支援の充実 構成事業 ・地域福祉ネットワークの形成支援	・主要事業「地域福祉ネットワークの形成支援」の目的部分の記載について、目的を膨らませて欲しい。例えば、「高齢者や障がい者を含め、地域の誰もが安心して暮らせるような地域力」など、明確な表現を入れて欲しい。 ・1人暮らしの高齢者に対応する具体的な事業を入れて欲しい。 ・このままでは、高齢者・障がい者等の居場所づくり支援で終わってしまう。	岡地委員 福田委員 谷津委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
19	I	5	都市の福祉力を高める	施策1 市民の福祉活動への参画促進 基本事業 (3)地域の福祉活動に対する支援の充実	・構成事業については、「地域福祉ネットワークの形成支援」だけでなく、高齢者や障がい者等の仲間づくりや生きがいがいづくりの場を充実させるよう、取組を検討されたい。	岡地委員
20	I	5	都市の福祉力を高める	施策2 ユニバーサルデザインの推進 基本事業(1) こころのユニバーサルデザインの推進	・福祉力を高めるためにも、社会的に弱い人たちを網羅するような事業、また、周りの人、社会から理解を得られるよう普及・啓発が必要である。どこの機関と連携して啓発していくかも併せて明確化するよう検討されたい。	谷津委員
21	I	5	都市の福祉力を高める	施策3 社会を支える福祉支援の充実 基本事業 (3)生活保護の適正実施	・生活保護者ではない生活困窮者に対しても支援するよう検討されたい。	岡地委員 長谷川委員
22	I	5	都市の福祉力を高める	施策3 社会を支える福祉支援の充実 基本事業 (3)生活保護の適正実施 構成事業 ・生活保護給付の適正化 ・就労・自立支援の強化	・主要事業としては、本当なら生活保護を受けられるのに受けていない人の割合が多い部分をカバーするような事業など、市として独自性のある事業を掲げるよう検討されたい。 ・事業名を貧困対策事業などに変えて、そのひとつの柱を生活保護とし、生活保護制度の一手前の市独自の事業をもう少し膨らませるよう検討されたい。	長谷川委員 岡地委員 福田委員 和田会長
23	I VI	5 23	都市の福祉力を高める 市民が主役のまちづくりを推進する	施策1 市民の福祉活動への参画促進 基本事業 (1)福祉活動に関わる人材の育成 施策1 協働によるまちづくりの推進 全般	・「福祉ボランティア活動」と「まちづくり市民活動」という分け方には無理があると思われるため、施策体系の中におけるそれぞれの位置付けを検討されたい。	長谷川委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
24	I	5	都市の福祉力を高める	施策1 市民の福祉活動への参画促進 基本事業 (3)地域の福祉活動に対する支援の充実	・ この施策・事業は、政策の柱Ⅵ 基本施策23 施策2「地域主体のまちづくりの促進」の中で、特に、「居場所の整備促進」や「地域活動団体間の連携強化」、「まちづくり組織のコーディネート」といった基本事業と密接な関わりがあると思われる。分野別計画では、こうした連携の必要性が見えにくく、また、地域組織が「身近な地域での総合的なサービス提供」を行政のどの部署に相談すればいいのか、またはどこが一括して対応するのかが、わかりにくくなっているため、総合計画を改定するにあたっては、関連する部署が連携した基本施策を提示することが望まれる。 ・ 具体的には、上記基本施策5と基本施策23を互いにリンクする形で掲載するなど、都市の福祉基盤の総合力を高めるためには、総合的な施策が必要になると考えられる。 ・ 地域の現場において、福祉を高齢者福祉、障がい者福祉、母子福祉などと分けて考えることはなく、「保健福祉」と「地域コミュニティ」を別々に考えては総合的で身近な福祉は実現できないと感じられるため、そのことを念頭にいた計画づくりが望まれる。	谷津委員
25	I	6	日常生活の安心感を高める	施策2 交通安全対策の充実 基本事業 (1)交通安全意識の向上 構成事業 ・交通安全教育の推進	「自転車のまちうつのみや」を目指すのであるならば、「自転車安全教育の推進」に高校生も対象にするよう検討されたい。	岡地委員
26	I	7	危機への備え・対応力を高める	全般	・ 災害弱者に対する支援施策の充実を盛り込むよう検討されたい。	長谷川委員
27	I	7	危機への備え・対応力を高める	施策2 防災対策の強化 基本事業 (1)地域防災体制の強化 構成事業 ・ICT等を利活用した情報伝達体制の確立	・ ICTは活用すべきであるが、それだけでなく、コミュニティFMなど、地域の情報を収集・発信する仕組みづくりについても検討されたい。	稲葉委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
28	I	7	危機への備え・対応力を高める	施策2 防災対策の強化 基本事業 (1)地域防災体制の強化 構成事業 ・防災意識の啓発	・ 防災意識の啓発の手法について、コミュニティFMも効果的であるため検討されたい。	稲葉委員
29	I	7	危機への備え・対応力を高める	施策2 防災対策の強化 基本事業 (2)都市基盤の防災性の強化 構成事業 ・建築物の耐震化促進 ・土地区画整理事業	・ 建築物の耐震化促進に、「石塀の倒壊防止」を含めるよう検討されたい。 ・ 「土地区画整理事業の推進」とされたい。	北条委員
30	VI	23	市民が主役のまちづくりを推進する	主要事業全般	・住民自治促進するには、人的・経営基盤をしっかりと構築するよう検討されたい。地域の機能を強化する方法・手段を検討されたい。	岡地委員
31	VI	23	市民が主役のまちづくりを推進する	施策1 協働によるまちづくりの推進 基本事業 (2)まちづくり活動主体の連携・協力の推進 構成事業 ・多様なまちづくり主体の連携の場(協働のプラットフォーム)の形成促進	・ プラットホームという表現の工夫するよう検討されたい。プラットホームは全国的に何年も前からあり、特段真新しいものではない。括弧をはずしてもよいか検討されたい。	長谷川委員
32	VI	23	市民が主役のまちづくりを推進する	施策2 地域主体のまちづくりの促進 基本事業 (2)日常生活の安全安心を支える絆づくりの推進 構成事業 ・顔の見える関係づくりの促進	・ 防犯対策にも効果がある「緊密な近隣関係の構築」と含めるよう検討されたい。	北条委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
33	VI	23	市民が主役のまちづくりを推進する	施策3 市民の市政への参画促進 施策指標 宮だよりの中での意見・要望・提案の割合 現状値 78%	・指標が示している対象者が個人で、個人的な意見の数を指標とすると狭いと感じる。パブリックコメントなどより広い意見聴取における数を増やすといった指標にしてはどうか。	谷津委員
34	VI	23	市民が主役のまちづくりを推進する	施策3 市民の市政への参画促進 基本事業 (2)政策形成段階からの市民参画の促進	・政策形成段階からの市民参画の促進の構成事業が一つだけしかないのはちょっとさびしい感じがする。もう少しふくらみがあったほうが良い気がする。検討していただきたい。	岡地委員
35	VI	24	行政基盤を強化する	施策1 効果的で効率的な行政経営システムの確立 施策目標 「限りある経営資源を適切に配分することにより、最小の経費で最大の効果が発揮できるような行政経営を行っています。」	・ 施策目標に、「行政サービス水準の低下を防ぎつつ」または、「市民満足の低下させることなく（市民満足に配慮しつつ）」と、追記するよう検討されたい。	和田委員
36	VI	24	行政基盤を強化する	施策5 地域情報化の推進	・ 基本施策「高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する」として、「行政基盤を強化する」施策に位置づけするのではなく、前期計画と同様に活かすよう検討されたい。	岡地委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
37	VI	24	行政基盤を強化する	施策5 地域情報化の推進	・ 基本事業(3)として、「個人情報の適正保護・適正活用の推進」と内容の事業を追記するよう検討されたい。	和田委員
38	VI	25	市民の相互理解と共生のこころを育む	現状・課題	・ 対象が「女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人」だけでいいのか。男性も含め、すべての市民が対象となる表現を検討されたい。	谷津委員
39	VI	25	市民の相互理解と共生のこころを育む	施策1 かけがえのない個人の尊重 基本事業 (2)男女間のあらゆる暴力の根絶	・ ここで「男女」と表現するのは、個人を尊重していないうえ、セクシャルマイノリティの観点もあるので、5年、10年を見据えた表現を検討されたい。	長谷川委員
40	VI	25	市民の相互理解と共生のこころを育む	施策1 かけがえのない個人の尊重 基本事業 (2)男女間のあらゆる暴力の根絶 (3)いじめ対策の充実 施策2 男女共同参画の推進	・ 施策1「かけがえのない個人の尊重」の基本事業(2)「男女間のあらゆる暴力の根絶」については、施策2「男女共同参画の推進」に戻し、そのかわりに、施策1では、基本事業(3)「いじめ対策の充実」も含め、「あらゆる形態の暴力をなくす」や「マイノリティに対する差別抑圧をなくす」といった目的の基本事業をつくるよう検討されたい。	長谷川委員

No.	政策の柱	基本施策番号	基本施策名	指摘箇所	発言要旨	委員名
41	VI	25	市民の相互理解と共生のこころを育む	施策2 男女共同参画の推進 基本事業 (2)さまざまな分野における男女共同参画の推進 構成事業 ・ワーク・ライフ・バランスの促進	・「男性の家庭参画の促進」という表現は、5年後を見据えた表現ではない。すでに若い世代は取組んでいる。意識改革に特化した表現等を検討されたい。 ・自分の健康、家庭、生活の質を考えていくことが、ワークライフバランスの根幹であり、その意味を踏まえた上で、目的、内容等の表記を検討されたい。 ・「男女」「男女がともに」の表現を変更し、もう少し広い概念を持ち、主要事業としての検討をされたい。	長谷川委員 谷津委員 和田委員